

第8回 町民文化センターE S C O事業調査特別委員会会議録

日 時 令和2年3月5日(木)

午後1時開会

場 所 役場4階大会議室

1. 出席者 委員長 田代実 副委員長 中野博
委 員 古谷星工人 内田晃 平野由里子 井上栄一 南雲まさ子 齋藤永
寺嶋正 大舘秀孝
オブザーバー 議長 飯田一
2. 欠席者 委 員 唐澤一代
3. 説明者 な し
4. 議 題 (1) 町民文化センターE S C O事業について
(2) 承認第4号専決処分について
(3) 今後の日程について

5. 審議の内容

委 員 長 皆さんこんにちは。議員各位には定刻までに御参集いただき、御苦労さまで
す。ただいまより町民文化センターE S C O事業調査特別委員会を開催いたし
ます。

御報告いたします。唐澤一代議員から、体調不良のため、本日の委員会を欠
席する旨の連絡を受けておりますので、御承知おき願います。よって、本日の
町民文化センターE S C O事業調査特別委員会の出席委員は、委員11名中10名
の出席です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(13時00分)

なお、議長はオブザーバーとして御出席いただいております。

報告いたします。神奈川新聞からこの調査特別委員会の傍聴があり、許可い
たしました。あわせて、写真撮影と録音、記録用機器の持ち込みと使用につい
て申し出があり、許可をいたしましたので、御承知願います。また、議会事務

局より写真撮影の申し出がありました。御承知おきます。

傍聴されている皆様に御連絡します。本日の特別委員会の資料として委員会報告書原案と、この原案に関する委員からの意見を取りまとめた資料を机上に配付しております。退室の際にはお持ち帰りにならないよう、お願いします。

3月定例会最終日の13日、日程第37でこの特別委員会報告を行います。その際に報告書を配付いたします。本日の資料は討議資料ですので、お持ち帰りにならないことを御承知おきます。なお、委員会開催後の傍聴希望者の取り扱いにつきましては、本会議の傍聴に準じ、入り口の傍聴希望者名簿に記載していただき、入室を許可することにいたしますので、あわせて御承知おきます。

議長にはオブザーバーとして出席していただいておりますので、一言御挨拶をお願いいたします。

議長 皆さんこんにちは。午前中ですね、定例会に続いて、午後、E S C O事業審査特別委員会ということで御苦労さまです。きょうで8回目を迎えますが、当初ですね、膨大な資料を委員長を中心にですね、ここまでよじめてもらいまして、報告書に一步近づいているのかなというふうな考えでいます。ぜひですね、きょうも慎重審議を行っていただき、よりよい報告書につながるように、ひとつ皆様の英知を結集していただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いいたします。

委員長 どうもありがとうございました。それでは、審査に入る前に本日のこの資料について確認をさせていただきます。局長、配付資料の説明をしてください。

議会事務局長 まず次第でございます。その次が原案で、委員会調査報告書がございます。そのあと、ホチキスどめになっている報告書がございます。それが一対になるような形で、でき上がった形では提出されるような運びになります。次に、A4縦、報告書原案に対する意見書集約ということで、何人かの委員様から御意見が寄せられました。それを集約をしてございます。上から4番目に、原案P13、14に記載済みとかいうふうに書いてありますが、この辺は御確認しながらという形になるかと思えます。また、原案のほうには反映しているつもりなんですけど、もし自分の意見が漏れているよということがあれば、申しわけござい

ませんが、この中でおっしゃっていただければと思いますので、委員長、よろしく願いいたします。

委員長 どうもありがとうございます。

議会事務局長 次にですね、今度A3です。A3が2枚あります。便宜上、先の方案と後ろの方案2としてあります。それは議事進行上つけさせていただいております。この案につきましてはですね、修正箇所が広く広範囲にわたっておりますので、こういった形で出させていただいております。以上です。

委員長 どうもありがとうございました。では、私のほうから確認させていただきます。皆様に2月の25日、議案発送のときにこの文書が入っていたと思います。選抜委員作成の報告書原案1部、これについてはその前に、1月16日に皆様から出された意見をこの報告書原案に反映しました。7番、わかりますか。1月16日の委員会は非公開だから、皆様から資料を引き上げさせていただきましたよね。一つ一つの意見をどうだと確認した内容について、選抜委員でこの報告書原案の中にある程度は反映させていただきました。それをまず御理解いただきたいと思います。

それでは、本日の進行内容についてお諮りします。初めに、委員の皆様から3月2日までにペーパーで提出された意見、きょうはこれをもとに皆さんから意見を再度くださいということです。その内容については、さっき竹内局長から説明されたこのA4の表裏に書いたもの。それと、これに収まらないで書かれた方がお2人おります。それが、一番最後のページの総括というところをこういうふうに直してほしい。もう一つが、その他のところ。 (3) のその他のところの原案をこういうふうに直してほしいと。このように、意見が出たものを3種類の資料にまとめさせていただいております。それをまず御承知おきいただいた中で提案をさせていただきます。

これらの資料をもとに、今度は新しい…原案ということで、きょう配付していると思います。机上配付させていただいた原案。これを見ていただきたいと思います。ここの表紙を開けていただいた次が目次です。目次の後が1ページになります。それから、7ページまで。これまでは皆様に初めて投げかけるものです。私ども選抜メンバーで事前調整したものを今回ここに入れさせてもら

っています。皆様には今回これが初めてになります。

その次が8ページですね。8ページをあけていただきたいと思います。8ページについては、先ほど説明しましたとおり、皆様からいただいた意見、この25日に配付した意見のある程度反映したものが8ページ以降に入っています。これについては見え消し修正ということで、ある程度わかる範囲で意見を入れています。1ページから8ページについては、私どものほうで見え消しで、前もって選抜メンバーに入れております。したがって、この報告書の原案をもとに表紙から目次、1ページからと、逐条的に審査をしていきたいと、このように考えています。

この中で、大体網羅したつもりだったんですけど、私のほうのミスで、4番の平野委員から見え消し原稿いただいていたんですけど、それをここに反映していないです。私のミスで反映できませんでした。ですから、ページごとに何かあった場合は、平野委員からここはこういうふうにしてほしいということを加えていただいて、ページごとに審査していくという考えです。

最終的には今お話ししたように、ここで言うと7ページまでは前触れなんですよね。だから、これについては軽く、行かせていただいて、ポイント説明で行かせていただいて、やはり一番大事なのは8ページ以降、14ページまで、これについて時間をある程度集中して、行っていきたいと、一応このように考えます。このように進めてよろしいかを、お諮りします。

(「異議ありません」の声あり)

ありがとうございます。それでは、皆様から提出された意見、その内容について、一番初めに確認させていただきたいと思います。A4判の1枚だけの資料、これについて私のほうから説明させていただきます。

修正の箇所、全体的な表現。5名の委員で原案を作成しているので、固有名詞や語尾などを統一する必要があるということで、このことについては本日終わってから、また11日まで時間がありますので、再度検討させていただきます。きょうは、全部のチェックを終わって100点を取るのではなくて、次回につないでいくということで御理解いただきたいと思います。

その次です。3つ目です。修正の箇所。(3)その他、6ページ、特別委員

会における質疑、問題点と意見に追加。これについては13ページ、14ページを見てもらえばいいのかな。この原案の報告書の13、14をあけていただきたいと思います。13ページのその他ですね。（ア）が議会への報告が遅くなった理由。これが（ア）しかありませんでした。今回一般会計補正予算で、アスベストが発見されて明許繰越ということで、工期が翌年に繰り越されていることが出てくるということで、これを加える必要があるのかなということで1個加えております。このことは、そのページになったときに議論をさせていただきます。

次が、その下です。一番下から2つです。修正の箇所。総括の14ページになります。ここで言うと…真ん中が見え消しになっていると思うんですけども、「進め方に疑義を呈したのだが誤っていた」、これを「進め方が誤っていた」。

それと、その下です。「町長が決断の責任を一人で抱え込むことは」を削除して、「議会へ投げかけをすることなく、町長の独断で進めたことは」というふうに直してあります。

それ以外に、ここに書き切れなかったんですけども、一番上段の見え消しのところに「この計画に位置づけて、然るべき事業である総合計画の中で云々」という文章が、入ってないんです。これも間違いなく意見をいただいておりますので、記載する必要があります。

裏面をお願いします。総括の箇所。修正後です。「特別委員会における問題点と意見1から3で指摘した内容について、総括として項目ごとに要点を短くまとめ記載する必要がある」ということです。この報告書で言いますと、8ページをあけていただきたいと思います。8ページ、特別委員会における質疑応答、問題点と意見。その中の中段に問題点と意見。次のページに行って、上段に問題点と意見。その下のほうに問題点と意見ということで、9ページ以降、10、11、12まで、いろいろな意見をまとめたものがあります。これが総括に余り入ってないんで、簡単にポイント説明として入れてほしいというのがこの内容です。これについては手はつけてません。

あと次、5です。修正の箇所。その下5、総括は、他の問題点と意見に比べ、指摘の具体化がない。これは上の内容と同じことを別の人が言っているという意味です。

次です。4段目です。1月委員会に提出された委員一人ひとりの意見を項目ごとに整理して載せたらどうかとなっています。多くの意見をよじめて今回のものにしたということで、この意見については、私どものほうでは受け入れられないということで、却下とさせていただきます。

次の段です。総括、6ページ、下から3行目、「事業規模を考えると、この計画に位置づけて」というのは、さっきお話した、14ページの総括のこの部分です。ここに出ました。すいません、私の勘違いです。ここを削除して、もう少し別の言い方があるんじゃないかということで、このように記載いたしました。

これが皆様から出た意見です。それとあわせて、先ほど申し上げましたとおり、原案ということで、総括とその他が出ております。これについてはまた最後のページで、後半で協議させていただきたいと思います。一応、このように出たものを前提にこれから、表紙から順に審査させていただくということでお願いしたいと思います。

では、表紙をお願いします。表紙、原案になっています。本日3月5日に皆様の意見をいただいたら、3月11日には修正案、原案を修正案とさせていただきます。3月11日に再度皆様にお諮りする最後の資料になると思います。まず、表紙についてはそんな考えでいかがでしょうか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、次のページです。目次についてはある程度、私、突合したので、今、これ以降動きがなければこのページで合っていますので、目次はスルーさせていただきます。

次に1ページ。ここで一番大事なのは、1番の調査に至った経緯、ここについては、局長、朗読をお願いします。

議 会 事 務 局 長

では、読まさせていただきます。本委員会の設置は、令和元年8月定例会において、町民文化センターE S C O事業が一般会計補正予算（第3号）として追加提案されたことが発端となった。この事業は昭和56年に開館した町民文化センターのボイラーが老朽化したので、電気機器へ更新して、光熱水費と二酸化炭素の削減を図る1億5,000万円余の施設補修、施設改修、施設補修工事であ

る。初めて事業概要や今後の方針など、7月11日に示されたが、総事業費に関する説明は行われなかった。その後、8月定例会開催中の8月20日に総事業費や財源内訳が示され、3日後の8月23日に追加議案として、当該事業に係る一般会計補正予算（第3号）が提案された。これを受け、本町議会では議員11名による補正予算、町民文化センターE S C O事業審査特別委員会を設置した。

8月定例会の会期中での審査では十分ではなく、閉会中の継続審査とし、審査の結果、9月11日の委員会で賛成する者が過半数に達しなかったため、特別委員会において当該補正予算は否決となった。特別委員会から議長への報告は行われたが、臨時会を開催することはできず、本会議での議決には至らず、9月30日の議員任期満了を迎えた。

そのため、当該補正予算は審議未了で廃案となってしまうことから、町長は9月30日、当該補正予算の専決処分を行い、町民文化センターE S C O事業を執行できる措置をとった。町議会選挙後の初議会となる臨時会を10月3日に開催し、専決処分の承認を採決したが、賛成少数で不承認となった。この直後に議員から町民文化センターE S C O事業の調査に関する動議が提出され、賛成多数で可決し、地方自治法第100条に基づく本委員会の設置が決定した。

委 員 長

どうもありがとうございます。この内容につきましては、初めに議会広報、11月1日に出した4ページの記事、E S C O事業賛成少数、不承認という、この記事です。それとその後、これが先日出した、2月1日付で出した令和元年第2回臨時会で、E S C O事業賛成多数で可決、この記事です。こちらに出ている記事です。その辺を主に時系列でまとめて入れたものです。下段の専決処分の動議は、脚注ということで、ゴシックの説明書きをしています。

この中でお諮りしたいのは、これからもいろいろ出てくるんですけども、文化センターの施設改修工事という言い方と、補修工事という言い方をしています。これについては、ここの資料ではとりあえず補修工事ということで統一させていただいています。これについては全部見終わったときに、改修工事のほうがよければという意見がありましたら変えさせていただきます。ばらばらな表現をとりあえず補修工事にさせていただいております。1ページについてはそういったことなんですけど、いかがでしょうか。

大 館 委 員 今の件、改修と補修の件ですけども、補修というのはあるものを直してそのまま使う。改修というのは改めて新しい器具を入れることが改修というような捉え方じゃないのかなと思うんですけど、どうでしょうか。

委 員 長 私は同じ言葉だと認識しています。同じ言葉で。局長、どうですか、この辺は。改修と補修。

議 会 事 務 局 長 言われてみるとそうかな。同じに…。

委 員 長 では、これについては宿題ということで、改修工事と補修工事、正しいほうに変えさせていただくということで、皆さんこのページはそういうことでメモしていただきたいと思います。改修と補修、この明確な違いについて調べて、正しいほうに。最も座りのいいほうに。ということで、1ページはこれでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

では、2ページ、これについては動議の関係の内容ですから、割愛させていただきます。

3ページの上段の表も、前に議会広報に載せたものをわかりやすく説明するために再掲載していますので、割愛。委員の定数、メンバーも割愛。

下段の3、調査の概要、これについて局長、お願いします。

議 会 事 務 局 長 3、検査（調査）の概要。（1）検査、必要な事項。①町民文化センターE S C O事業に関する事項。本事業は多額な事業にもかかわらず…（私語あり）第6次総合計画に位置づけておらず、令和元年第3回定例会において追加議案として一般会計補正予算（第3号）として提案された。議案提案時には既に最優秀提案者が決定しており、その選定方法は提案事業者1社という状況であった。また、補正予算額の根拠となる設計書、積算書の類はなく、最優秀提案者の見積額といった状況であったため、事業に係る公平性・公正性に疑問があった。したがって、本事業についての一連の流れを中心に検査（調査）をした。

委 員 長 ありがとうございます。一応このページについては、今、局長から読んでもらいましたけれども、1行目の本事業は多額な事業に、「に」がダブっておりますので、この「に」は見え消しで削除願います。

あとは中段に、「参加事業者」になってたんですけど、これ後ろのほうでは、「提案事業者」ということですが、ここでは「提案事業者」ということで統一

させていただきます。あとは、平野委員はここではまだ言ってないですかね。

平野委員 ここでは何も言ってません。

委員長 あったら先におっしゃってください。一応3ページですけども、どうでしょうかね、この表現、調査の概要。まだ続きますけども。

井上委員 3行目のですね、「議案提案時」というのが、「提出」のほうがいいんじゃないか。

委員長 「議案提案」を「提出」ですか。

井上委員 どうしても、提案業者というのが、町民から見た場合ですね、提案事業者というのはちょっと意味がわかりにくい。それで、例えばプロポーザルとかって、その前に全然ないですよ。この提案というのはプロポーザルのときに、プロポーザル希望する事業者が自分の会社の事業に対する案を提案したという意味での提案事業者だと思うんですけども、ちょっと町民から見た場合にわかりにくいかなと思いますので。どうでしょうか。

委員長 そうすると、例えばプロポーザルという言葉あたり…。

井上委員 事業者1者でもいいんじゃないですかね。

委員長 事業者。提案をよして、初めは参加事業者だったんですよ。参加者か。参加…（「プロポーザルに」の声あり）ここの見え消しのところが参加1者だと。参加者…（「参加1者です」の声あり）初めが参加1者だった。それを後ろの言葉と統一するように修正したんですが、原案どおり、その選定方法は参加1者でどうでしょうか。

平野委員 プロポーザルのほうがわかりやすいですよ。選定方法というのが先にあるから、そこに参加したのが1者だということのほうがわかりやすいですよ。

委員長 プロポーザルを入れたのがいいのか。「その選定方法はプロポーザル方式による1者」。どうでしょうか。

内田委員 ずっと提案、提案でしたけど。

平野委員 ごめんなさい、先ほど井上議員がおっしゃったその上の行は、もうこれは議案のことだから、「議案提出時」に直しちゃっていいんですよ。

委員長 そうですね。

平野委員 そうですね。

委員長 それは提出でお願いします。

平野委員 はい。

委員長 4行目です。「議案提案時」を「議案提出時」に。これのほうが正しいと思います。

平野委員 「プロポーザル方式で」とか入れたほうがいいですよ。

委員長 「プロポーザル」が入ってないんだよな。「既にプロポーザル方式で参加業者が」とか、そういう表現なのかな。

平野委員 でも、この選定方法に説明で、「選定方法はプロポーザル方式で」のほうが。

委員長 そうか。「その選定方法はプロポーザル方式」。

平野委員 そうすると参加1者でわかりやすいんじゃないですか。

委員長 参加1者。繰り返します。4行目です。「その選定方法はプロポーザル方式で参加1者という状況だった」。どうでしょう。

平野委員 「で」の後に「、」ですね。

委員長 「で、」。「プロポーザル方式で、参加1者という状況であった」、これでよろしいですか。はい。いいですね。

では、次に、最後に局長のほうからもう一回確認でね、終わったらね、お願いします。

次、4ページからやりましょう。2番から読んでください。

古谷委員 じゃあ、4ページの上段、②承認第4号専決処分に関する事項。本事項は議会に与えられた権限について、地方自治法第179条第1項に基づいて町長が専決処分をしたものであるが、地方自治法に規定される専決処分をすることができる要件に該当するのか。また、不承認となった場合の必要な処置が妥当なのか、これを中心に専決処分の理由について、検査（調査）をした。

③その他。本委員会の設置に至る主たる要因である議会への報告・協議などの遅滞は、町民との情報共有がなされないまま、松田町長が独断的に進められる要因となるおそれがあるため、その事実と遅滞した理由を中心に検査（調査）をした。また、議会への説明が開始された当初から、事業の必要性に掲げられていた1,000軒余りの停電につながる波及事故について検査（調査）をした。

委員長 では、②と③に対して、ここまででいかがでしょうか。

内 田 委 員 ③のその他の2行目の、行政の見え消しで松田町長と書いてあるんですけど、これ松田って必要なのかなって思うんですけど。うちのことでやってるから、わざわざ松田を…。(私語あり)

委 員 長 そうだね。じゃあ、「松田」消しましょう。「町長」ということで。ありがとうございます。

ほかにはどうですか。

井 上 委 員 ③のですね、その他の次の行の、「議会への報告」の後が、何かこれ、三角みたいな形の…(「本当だ」の声あり)ポツという…(「ポツでいい」の声あり)ポツがちょっとあれ、コピーで変わっちゃったんですかね。よくわからない。何か…。(私語あり)

委 員 長 ポツね。中黒のポツ、黒丸。(私語あり)

井 上 委 員 何かこれちょっと違うね。(「こっち…こっちに写ったみたいな感じだな」の声あり)

委 員 長 では、これは中黒にしてください。では、この2点でよろしいでしょうか。(「はい」の声あり)

では、その次、(2)、これについては平野委員、お願いします。

平 野 委 員 (2) 検査(調査)方法。本委員会はずまず地方自治法第98条第1項に基づく事務検査権に重点を置き、執行機関に対する検査を進めることとし、権限や罰則がより厳格となる第100条第1項による調査権の行使は、執行機関以外の第三者に対象が広がることもあり、慎重に取り扱う方針とした。町民文化センターE S C O事業及び承認第4号専決処分に関する書類を会議室に搬入し、それらを2班編成により各委員が検査した。また、町長及び副町長以下、関係職員の委員会出席を要求し、必要に応じて説明を求め、質疑を行った。

委 員 長 ありがとうございます。これについてはページをちょっと戻っていただいて、2ページです。2ページの設置動議。10月3日に設置動議ということで、このときは地方自治法100条第1項、これを冠に掲げています。それで、3番の調査権限を見ていただきたいんですけど、本会議が1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び同法98条1項の権限をとということで、100条でやるぞということで初めに入っています。これは井上議員が動議の発案者と

なって、賛成議員2名の動議書です。その後に私が委員長になって、私自身は100条から入るんじゃなくて98条からだよという方針で行くんだということで、軌道修正をさせていただき、(2)の調査の方法についてはこれを加えました。ですから、前のページの動議とその後、進展していく中の食い違いを、この検査(調査)方法で入れさせていただきました。このようなことで入れたんですけども、この(2)の検査方法、調査方法、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

ありがとうございます。異議なしということで、検査方法、これについてはこれでいかせていただきます。

その次の、検査(調査)のための出席を求めた説明員から、5ページ、6ページ、7ページ、ここまでの間で、平野委員がお出しした内容は多分ないですね。

平野委員 はないですね、これは。

委員長 7ページ、これについては上段を見ていただきたいと思います。委員会報告書原案に関する委員からの意見の修正について、これが本日やっている内容です。最後に第9回として、3月11日に、本日の意見を取りまとめたものを修正案として出させていただきます。この内容についてまた審査していただいた結果、結論が出たものが委員会報告書と、一応このようなことで、7ページまでは大きい流れで、一個一個チェックするのは、これは事務局の方をお願いして、スルーしたいと思います。7ページまでこういったことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

では、8ページに移らせていただきます。8ページ、ここからは多分、平野委員が見え消しで出したのあると思うんで、先をお願いします。

平野委員 そのほうがいいですか。

委員長 8ページから順に言っていただけますか。

平野委員 ちょっと細かい、言葉なんかもちょっとやっちゃったんです。すいません。8ページの中では最初のQ&AのAのほうなんですけれども、「ESCO補助事業が完了してしまうこと」というのが、これ国のほうの補助事業のことなので、次年度で補助事業が終了してしまうことみたいな言い方のほうがいいのか

など思ったんですが、どうでしょう。

委員長 これでは令和2年だね。

平野委員 「令和2年で」か。令和2年で…。

委員長 E S C O補助事業が、令和2年。2年度。

平野委員 2年度で終了してしまうこと。完了とはちょっと変ですよ。

委員長 とりあえず仮置きで…。(「事業がなくなっちゃうということだね」の声あり)

平野委員 そうそう。出しているメニュー自体がなくなるよという話でしたよね。だから、完了じゃないよね。

委員長 じゃあ、頭に「国の」を入れたほうがいいか。

平野委員 そうですね。

南雲委員 令和2年度というと、令和3年の3月までということですよ。

委員長 令和2年4月1日から翌年の3月31日まで。要するに、補助申請は5年ごとのスパンでやってるということだよ。

平野委員 いや、またね、また令和3年度から繰り返される可能性はあるんだよね。だけど、この時点では…。

委員長 可能性はあるけども、今、示されているのは2年度まで。

南雲委員 令和元年じゃなかったんでしたっけ。

委員長 令和2年度で間違いありません。1年遅らせて、令和2年にスタートしたほうがいいって、さんざん議論してきたんです。

平野委員 そうそう。だから、令和2年度まではメニューがあるよというふうに逆に言っていたんですよ。

委員長 間違いありません。

南雲委員 わかりました。

委員長 では、今の修正箇所、Aの後です。「国のE S C O補助事業が令和2年度で終了してしまうこと」ということで、仮置きで置いてお願いします。

次、お願いします。

平野委員 次は、その下、ちょっと飛んで、(イ)の質疑応答の最初のQのところ、ちょっと読んでてわかりにくいなって感じたんですが、2行目にある「何者か

あった場合は」というのを、先に、1行上げて、「募集要項には」の後ぐらいに持っていったらどうでしょうか。ちょっと読んだ感じがちょっと、そのほうがいいんじゃないかなと思ったんですが。「募集要項には、何者かあった場合は」…。

委員長 よろしいですか。ここは私、自分で書いているんで申し上げますと、募集要項に記載されている内容を並べたんですよ。

そのときに、まず募集要項で最優秀提案者、それを決めなさいよ。次に、優秀提案者を決めなさいよと、ここまでが2者です。それ以上何者かあった場合は、3、4、5、6という順位をつける。

平野委員 ああ、そういう意味。

委員長 そういう意味なんです。

平野委員 ああ、わかりました。じゃあ、なしで。このままで。すいません。

委員長 次はどうですか。

平野委員 このページは…。

井上委員 今の「それ以上」を入れたほうがいいですかね。

古谷委員 そうだね。

委員長 どこですか。

平野委員 あ、「それ以上何者かあった場合は」ね。そのほうがわかりやすい。

井上委員 そうするとわかりやすいな。

委員長 はい。「それ以上」ですね。

平野委員 このページは私は以上です。

委員長 あと9ページどうですか。

平野委員 9ページは…9ページは小さな言葉だけなんです。9ページは下半分の、問題点と意見の3行目ですかね。「適正に審査されたかが不明である」。

委員長 「されたことが」が、「されたかが」に修正ですね。

平野委員 そこだけです。

委員長 では、10ページ、どうでしょう。

平野委員 10ページは、これもちょっと順番が逆かなと思ったのが、下半分の問題点と意見のそこなんですけれども、1行目の事業費1億5,000万余りのところと、次

の行の国庫補助金のところが逆にしたほうがわかりやすいなってちょっと感じ
たんですが。8月23日に補正…ごめんなさい。先に、国庫補助予算が確保され、
そして8月23日に事業費1億5,000万余が提案されたという、何か、順番が、そ
の時系列のほうがわかりやすいかなと思ったんですが、どうでしょう。

委 員 長 ここでは…この意味は確かに…。

井 上 委 員 これは順番ではなくて、議会のほうに補正予算として上程をされて、その補
正予算額の歳出は1億5,000万と。その財源として6,567万9,000円…。

平 野 委 員 じゃあ、その財源としてみたいなのをちょっと入れるほうがわかりやすいか
な。

井 上 委 員 だから、それは時系列じゃなくて、その8月23日の補正予算として上程され
た内容がこういう内容だという。

委 員 長 そうそう、そういう意味だね。

平 野 委 員 わかる、わかる。だから、そう、提案されましたと。それで、財源がこれこ
れだということは理解するという、そういうことですよ。違いますか。

委 員 長 じゃあ、折衷案ということで。8月23日に補正予算として事業費1億5,000万
円余が提案され、そのうち国庫補助として6,562万9,000円を確保したことは理
解する。

平 野 委 員 そうですね、「国庫補助として」を先に出して。

委 員 長 「そのうち国庫補助」。「補助金として6,562万5,000円を確保したことは理
解する」で、いいですね。

平 野 委 員 はい、いいと思います。

委 員 長 10ページ、それ以外には。

平 野 委 員 そのすぐ後なんです、その1行…2行後なんです、「予算計上された
事業については疑問が残る」というのが、何か表現としてわかりにくいなって
感じたんですけども。

委 員 長 それをどういうふうに直すわけですか。

平 野 委 員 自分で代案を用意してなかったんですけども。ごめんなさい。

委 員 長 これね、疑問が残るってあるけど、はっきり言って誤りなんだよね。だから、
疑問が残るといのはちょっと弱い表現のような感じするな。ここで言ってい

るのは、要するに設計業者がいない中で2億6,000万から1億5,000万までの推移について、さんざんやったでしょう。

平野委員 価格が下がってきたことですよ。

委員長 それを実証したのが誰よとの疑問に、こちらが依頼した設計業者いなくて、プレゼンした業者の言いなりで下がったんですよ。

平野委員 専門家がこっちにいなかったということですよ。

委員長 だから、疑問が残るって、もっと強い表現なのかなという感じはしますわね、この書き方はね。じゃあ、これもちょっとペンディングにさせていただいて、また議論していきたいと思います。10ページはそれでよろしいですね。

平野委員 そこです。（発言を求める声あり）

委員長 どうぞ。

議長 10ページの問題と意見で、けつのほうなんですけど、事業費1億5,000万円ってありますよね。その後の数字が6,562万9,000円というのが、ちょっとこれに、書き方合わせたのがいいんじゃないかと思うんですけど。

委員長 これね、入り口とけつでやっています。確かに皆様がやって、調査したから認識あるんですけども、それをぐじゅぐじゅ書いてもわかりにくい。入りが2億6,000万で、最終予算計上したのが1億5,000万ですよ。

井上委員 違う違う違う違う。千万という漢字を入れたらという。

委員長 ああ、そうか。（「書き方」の声あり）わかった、わかった。

議長 ほかもみんなそういう書き方なんで。

委員長 はいはい。一番上の1行目ね。

中野委員 そうそうそう。

委員長 1行目に6,000だ。6,562万9,000円。最後はどうなんだ。

議長 9,000円でいいんじゃないですか。（私語あり）

委員長 うん、そうだな。562万だ。2の後ろが万だ。

平野委員 9,000じゃなくてね。

委員長 9,000円は生きるんだよ。

井上委員 「万」が入るということ。

平野委員 万に、ここに入るの。（「2の後ろ」の声あり）万が入って…はいはい。

委員長 6,000の千は入れなくていいじゃないかな。6,562の後に万じゃないのか。

平野委員 9,000円を落としちゃう。

委員長 9,000円は生きるんだよ。

平野委員 生きるの。

委員長 6562万9千円。カンマ取る。繰り返します。そのうち国庫補助金として6562の後、万、で9千円とさせていただきます。

平野委員 ごめん、何が表現がわかりにくかったのか、ちょっと自分でわかりました。すいません。さっきのところは、「ついて」が2回出ちゃうんです。何々について。それで、「疑問が残る」の対象は何なのかが見えにくくなっちゃうんですよ。

委員長 「事業費は疑問が残る」か。事業費についてを取って、「は」か。じゃあ、仮置きで、「予算計上された事業費は」…「事業費には」か。

平野委員 「には」のほうがいいですね。

委員長 「には疑問が残る」。10ページ、よろしいですか。（「はい」の声あり）あと11ページ、平野委員、どうですか。

平野委員 真ん中あたりなんですけれども、「9月30日に専決処分をし」というのと、その下のところにもう一回「専決処分をし」というのが出てきてしまうので、何か…何か1回にならないかなって思ったんですが。

委員長 片方は専決処分をした事実なんですよ。10月3日、理由だよ。専決処分をした理由。同じ専決処分でも意味が全然違います。

平野委員 なるほど。

委員長 町長が9月30日に専決処分をやったんです。10月3日の初議会ではその理由を町長はこう言われた。ああ、そうか、理由が続くのか、その後の「町長の専決理由」を抜いちゃってもいいのかな。

平野委員 これ最初の、「9月30日に専決処分をし」を、後ろに回って、要するに10月3日にこれがあるにも、承知してるにもかかわらず、9月30日に専決処分をしというふうにしたほうがよくないですか。「10月3日に議会開催を承知しているにもかかわらず、9月30日に専決処分をした理由」とすれば、専決処分って単語は1回で済む気がするんですが。

委員長 じゃあ、繰り返します。「10月3日の初議会開催を承知しているにもかかわらず」、この後「9月30日に」を入れさせていただいて、その後の「専決処分をし」は消しちゃう。「9月30日に専決処分をした理由」。

平野委員 あ、ちょっと待って。括弧の中だけもう一回読むと、最初「9月30日に専決処分をし」を消しちゃうんですよ。それで、いきなり括弧が10月から始まる。「10月3日に初議会開催を承知しているにもかかわらず、9月30日に専決処分をした理由」。

委員長 そうだね。また、専決処分の理由って何か、「町長はその理由」とかにしたら。

平野委員 あ、そうですね。専決が続いちゃう。

そこは、あとは私は…あ、あるんだ。ごめんなさい。一番下の段落、「県は」から始まる段落です。その最後の…最後というか、1行目の最後のところなんですけれども、「町は県との相談内容を復命を口頭で」、ここが足して、「済ますことができる軽易な事項とは考えておらず、重要な事項と認識しているにもかかわらず、文書として残していなかった」。

委員長 もう一度ゆっくりお願いします。「町は県との相談」の後から。

平野委員 「町は県との相談内容を、復命を口頭で済ますことができる軽易な事項とは考えておらず」。

委員長 ちょっと長いな。

平野委員 あ、だから、「口頭で」の後に、「済ますことが」が入っただけ。

委員長 「復命を口頭で」の後に「済ます」。

平野委員 「済ますことが」。

井上委員 そこはでも事実がまず先に、町は県との相談内容を文書として残しておらない…おらずというのは事実なんですよ。その後は、「復命を口頭でできる軽易な事項とは考えておらず、重要な事項と認識しているにもかかわらず失念した」というのは、調査のときに聞き取りをした内容なんですね。ですので、そこは並列でいいと思います。

平野委員 じゃあ、ちょっと文章を分けたほうがいいかもしれない。何か…。

委員長 この辺は、要するに解釈の問題です。間違っていないから、これは次にしま

しょうよ。大事なことは、この後の総括のまとめあたりがすごいポイントなんで、この辺は流させてください。

平野委員 今のは11ページ。じゃあ、12ページは、また小さなことなんですが…。

委員長 余り大勢に影響ないことは次回に回してください。

井上委員 時間がない。

平野委員 すいません、もうちょっとなんです。ごめんなさい。

委員長 では、今度できた修正案に見え消しで入れるようにしたいと思います。今回の争点はやはり総括のまとめ、これに先ほど申し上げましたとおり時間をかけたいんです。もう1時間たちましたので、よろしくお願いします。

平野委員 じゃあ、ちょっとこれはまた小さなことなんで、後にしますね。
私が最後にどうしても直してって言ったのは入っているということですね。

委員長 それはこの後に最後にやります。（私語あり）

平野委員 あ、これが修正案。わかりました。

委員長 これは最後にやります。

平野委員 わかりました。（私語あり）修正案じゃなくて、その前だよ。これだよ。こっちだよ。

委員長 だから、原案2と修正案2でやります。

平野委員 ですよ。これは入っていたので、これで大丈夫。じゃあ、それだけです。

委員長 では、平野委員のほうは大体終わりましたので、とりあえず戻りまして。8ページから入ります。一応見え消しで、いろいろ入ったと思うんですけども、それを踏まえた中で8ページの、まず初めに、一般競争入札で執行すべき事業であること、（ア）ですね。それが質疑応答、問題点と意見、ここまで一つのグループとして審査したいと思います。読むのは次、誰かな。南雲さん、では（ア）の一般競争入札、そこからお願いします。

南雲委員 （ア）一般競争入札で執行すべき事業であること。質疑応答。クエスチョン、プロポーザル方式はPFI手法による、町営住宅や小学校などの建築に導入したことは理解できる。しかし、町民文化センターは大規模補修…これ補修でいいんですかね。工事であるため、従来の一般競争入札方式を執行すべき事業であったのではないか。

アンサー、E S C O補助事業が令和2年度で終了してしまうこと、時間不足を補えること、町の事情で補助金を獲得できない場合は、提案事業者と契約を解除できるということなどから、プロポーザル方式によって執行した。

平野委員 「国の」が落ちた。

委員長 「国の」だね。アンサーが「国の」。

平野委員 アンサーの最初。

南雲委員 アンサーが、最初「国の」ですね。ごめんなさい。問題点と意見。町民文化センターE S C O事業は施設の大規模補修工事のため、プロポーザル方式でなく、設計委託料と工事請負費を予算化して執行することが一般的な手法である。この補修工事の予算は1億5,000万円余で、町の財政規模から多額の事業費であるので、平成31年度一般会計当初予算に計上すべきであった。また、このような補修工事はプロポーザル方式により事業を執行すべきではなかったと判断する。

(イ) もやりますか。

委員長 いいです。ここまでが一つ大きい問題ですので。どうぞ。

中野委員 今、読んでいただいた時点で、この大規模補修、補修、補修、補修と、4回出てくるんですよ。ね。先ほど大館議員から質問がありました補修と改修とどう違うかって、今、電子辞書で調べました。そうしたところが、あそこの工事はだめになった機械を全部取っかえるわけですね。取っかえるということになると改修なんです。それで、改め直すことな。例えば河川の改修工事。それで、補修となりますと、今ある機械を補い繕うことですから、取っかえるということになると、そっくり、改修にしないとまずい。だから、これは改修に、今、直しちゃってください。今後全部、「補修」は「改修」。

委員長 明確な回答ありがとうございます。それでは、これから全部出てくる表現は、とりあえず「補修」で直したんですけど、これは全て「改修」ということでお願いしたいと思います。1行目。次が、3行目か。

中野委員 問題点に出てくるよね。問題点と意見のところに3回出てくるんだ。1行目、3行目、5行目と。ね。

平野委員 質疑応答のQにも出ます。

中野委員長 クエスチョンのほうも、ね、2行目の、「大規模補修」は「改修」ですね。
委員長 もう一度ちょっと、再確認で一番上からお願いします。副委員長、お願いします。

中野委員長 あ、私ね。

委員長 はい。もう一度、再確認ということで。

中野委員長 じゃあ、質疑応答のクエスチョン、プロポーザルのところね。2行目の一番最後、「町民文化センターは大規模補修工事」を「改修工事」。それで、今度は下に行きまして、問題点と意見の1行目、「町民文化センターE S C O事業は施設の大規模補修」を「改修」ですね。それでその3行目、「この補修工事」が「改修工事の予算は」ですね。それで5行目、下から2行目、「このような補修工事は」を「改修工事は」。

委員長 ありがとうございます。ということで、「改修工事」に変えていただくと。あとはこの表現でよろしいでしょうか。

中野委員長 そうですね。

委員長 特に問題点と意見ですよ。前段のQ Aよりも、我々の意見。ここがおかしいんだというところがポイントですので、これについても一度黙読をしてください。いいですね。

では、次、南雲委員、お願いします。

南雲委員 もう一回やります。

委員長 (イ)。(イ)です。提案事業者1者だけです。

南雲委員 提案事業者1者だけで進めたこと。質疑応答、クエスチョン。提案事業者が1者だけで進めたことに問題がある。募集要項には最優秀提案者、優秀提案者、それ以上何者かあった場合は順位づけする旨の規定がある。事前調査に参加した事業者やE S C Oマネジメント推進協議会に登録している31事業者に再度働きかけをして、多数の応募者に競わせて決めるべきではなかったのか。

アンサー、提案事業者決定後に補助金申請、事業者との設備や機器製作の調整、工事期間などの関係から、事業者を再募集する時間がなかった。また、ホームページで公募する際に、事業の条件や仕様を公表しているので、事業者は条件や専門性が適合し、事業者が合うのか判断し、応募してきた。その結果が

1者であったので、再募集しないという決定を町長が行った。E S C O事業提案審査委員会（事業者からの提案を審査する会議）では、審査項目ごとに慎重にチェックして、最優秀提案者として決定した。

問題点と意見。少なくとも2者以上の応募者に競わせることなく、提案事業者1者を最優秀提案者に決定したことは、入り口論として大きな問題である。町は当該事業を早期に着手するため、事業者を再募集する時間がなかった。ホームページで公募した結果、1者であったとの回答は説明責任を果たしていないものと判断する。

委員長 (イ)について、提案事業者1者だけで進めたこと、これについての御意見をお願いします。（私語あり）

ちょっと、一回前の（ア）に戻ってほしいんですけども、すいません、私、チェックしてて言い忘れしました。（ア）の問題点と意見、その4行目です。

「平成31年度一般会計当初予算に計上すべきだった」。これ、前、皆さんと話したときに、31年度、当初でいくか、または1年おくらせて、令和2年度という言葉も出てたと思うんですよ。もう当然流れからいくと、31年度当初は間に合わないんですよ。だから、意味的には令和2年度のほうが正しいのかなという感じはしたんですけど、どうでしょうか。

もう一度申し上げます。問題点と意見の4行目です。その前の行から言うと、「町の財政規模から多額の事業費であるので、平成31年度一般会計当初予算に計上すべきだった」。これが、31年度は今まで調べたとおり、物理的に無理だったんですよ。31年の3月からプロポーザルでスタートしているんです。ここで言ったのは、途中で補正でやるんだったら、1年遅らせて翌年度、令和2年度という意味のほうが正しかったんじゃないかな。どうぞ。

平野委員 それは正確にはそうなのかもしれないんですけど、ぱっと聞いたときに、こんな大きな金額、当初予算じゃなきゃだめだよという、何かそういう一般論みたいな形で最初言われ始めた気がするんですよ。それだと、逆に年度を限定せず、当初予算ということをやっちゃったほうがいいのかなって。

委員長 ああ、そうか。そうだな。今、出ました意見のとおり、31年度、令和2年度と入れないで、当初予算という言葉にしたらいいのではないかということなん

ですけど、どうでしょう。

大 舘 委 員 長 その前のね、アンサーのところで、次のE S C O事業が完了しちゃうと言っているんで、今委員長が言うように、当初予算だけのが、年度入れないほうがいいのかなど。

委 員 長 ありがとうございます。よろしいですか。今お話あったように、「31年度」は取って、当初予算に、「一般会計当初予算に計上すべきだった」ということで、よろしいですね。じゃあ、ここはそのように修正させていただきます。ありがとうございます。戻って申しわけないです。

それで、(イ)ですけれども、(イ)はオーケーということになりましたので、今度は(ウ)、寺嶋議員、お願いいたします。

寺 嶋 委 員 長 (ウ)ね。国土交通省のマニュアルに従わなかったこと。質疑応答、Q。E S C O事業提案審査委員会は、町管理職を中心に構成され、電気や空調に精通している設計士等の専門職が入っていないのはなぜか。また、国土交通省のマニュアルでは、官庁のプロポーザル事業は開始手続の公示(目的・事業内容・提案価格等)により始まるが、町はそれとは異なった手法で執行したこと、及び審査の採点は70%以上合格していることに対して、町は50%以上としたことの根拠は。

答え、県からの専門職派遣を検討したが、時間の関係で調整できなかった。予算が確保されていない事業について、プロポーザル方式で執行した自治体を参考にした。採点の可否はE S C O事業提案審査委員会で協議した結果、50%以上とした。

問題点と意見。E S C O事業提案審査委員会における事業者選定について、設計士等の専門職が加わらないで行われたことは、提案された設備面での内容や、見積もり額が適正に審査されたかが不明である。また、国土交通省のマニュアルでなく、例外的な手法により実施した自治体を参考にしたことや、採点の合格基準について、E S C O事業提案審査委員会で決定したことにも疑問が残る。国土交通省関東整備局営繕部営繕課公共相談窓口との調整を密にして執行すべきであったと判断する。

委 員 長 ありがとうございます。この(ウ)に関して、いかがでしょうか。

南 雲 委 員 (ウ)の質疑応答のQのところの上から3番目のプロポーザル事業という言葉というのがあるのでしょうか。

委 員 長 その前にはプロポーザル方式って出てたからね。どうでしょう。

南 雲 委 員 ちょっと事業って、プロポーザルが事業になっちゃって、おかしいです。

委 員 長 ああ、そうかそうか。これはね、国土交通省のテキストの中に入れてたんだよ。ここのテキストではプロポーザル事業なんだよ。それでね、ちょっとね、言葉が違っています。

中 野 委 員 間違いじゃないよな。じゃあ、いい。

井 上 委 員 「方式」を入れればいいんじゃないですか。

平 野 委 員 ああ、なるほど。

中 野 委 員 方式事業か。

平 野 委 員 プロポーザル方式の事業。

委 員 長 そうですね。

中 野 委 員 事業の前に「方式」を。(「そうですね」の声あり)

委 員 長 「プロポーザル方式の事業は開始手続の公示」ということでお願いします。あとはよろしいですか。

中 野 委 員 いいですね。

委 員 長 では、次、②二酸化炭素排出対策事業費等補助金について、(ア)の補助金スケジュール。これは内田議員、お願いします。

内 田 委 員 それでは、②二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金について。(ア)補助金スケジュール、質疑応答。Q、補助金の応募申請は令和元年5月16日に行って、7月2日付で内示の通知を受け7月12日に交付申請をしている。しかし、議会は7月11日に初めて資料付で、今後の方針や事業の概要、スケジュールなどが説明されたが、既に応募申請しているはずの補助金についての情報、事業費や財源などについて示されなかった。議会軽視ではないのか。

アンサー。補助金申請後も、まだE S C O事業を実施するか悩んでいたもので、議会への報告が遅れてしまった。8月に入って起債も借りられることになり財源確保にめどが立ったことで事業執行の決断をした。

問題点と意見。最優秀提案決定後の5月16日に補助金の応募申請、7月2日

に補助金内示の通知を受けている状況でも、議会への説明はなかった。補助金等の財源を含めた議会への具体的な提示は、この事業のための補正予算を追加日程として議会に上程する8月23日のわずか3日前の8月20日であった。二元制民主主義に反する行為と判断せざるを得ない。

委員長 はい、どうもありがとうございます。では、この（ア）について御意見をお願いします。（「結構です」の声あり）よろしいですか。（「はい」の声あり）
では、次、（イ）、事業費の妥当性。これも井上議員、お願いします。

井上委員 （イ）、事業費の妥当性、質疑応答。Q、8月定例会開催中の8月20日に総事業費1億5,000万円余（補助金6,500万円余）と財源内訳が初めて示され、23日の追加日程で補正予算として上程された。プロポーザル提案時の事業費2億6,000万円余と比較して1億1,000万円余が事業者と協議の結果減となったが、その金額は妥当なのか。

A、アンサー、当初提案の2億6,000万円余は事業者からの提案であったので、事業内訳について協議を重ねて、市場価格に基づいた製品単価の点検や人件費の見直し、冷却装置の設置数を削減するなど、必要最小限の補修工事とした。工事額は御殿場市の事業実績を参考に床面積で割り返した数値と比較して、全体の工事額として妥当であると判断した。

問題点と意見。8月23日に補正予算として事業費1億5,000万円余が提案され、そのうち6,562万9,000円の国庫補助金を確保したことは理解する。しかし、当初のプロポーザル提案時の2億6,000万円余から1億1,000万円余を減額したことについて、町には電気設備等の設計業務に精通した者がいない状況で予算計上された事業費には疑問が残る。設計事務所に委託して事業費を積算すべきであったと判断する。

委員長 ありがとうございます。事業費の妥当性、いかがでしょうか。アンサーの3行目です。「補修工事」を「改修」に直すということで。（「アンサーね」の声あり）よろしくをお願いします。アンサーの3行目、「必要最小限の補修工事とした」を「改修工事」に修正をお願いします。ほかはよろしいでしょうか。
では、次も井上さんをお願いします。

井上委員 （2）承認第4号専決処分に関する事項。①令和元年度松田町一般会計補正

予算（第3号）と承認第4号専決処分について。（ア）専決処分することの理由。質疑応答、Q、専決処分の理由は妥当か。

アンサー、県市町村課を訪問し経緯を説明、回答を得た。それを受けて、専決処分を行った。専決処分の理由については、国庫補助金、財源の確保が図られたこと、令和2年2月末までに事業完了が求められていること、それらを早急に整備し、町民の生命・財産を保護し、次世代にも安全で安心な設計・機能を提供するということで、市町村課と調整し、専決処分をした。

問題点と意見。10月3日の臨時会において補正予算（第3号）の専決処分が否決されたのだから、町長は地方自治法の規定に基づき、補正予算を減額する措置をとるべきであった。「必要な措置」として、質疑応答集や過去の事例があるにもかかわらず、町長独自の判断で、「必要な措置をとった」と主張しているが、その理由は妥当ではなかった。

町は専決処分について県市町村課に確認を得ていると本会議、委員会で繰り返してきたが、今回の調査で、違法性はないとしながら、専決処分の理由をよしとする回答を得ていないことがわかった。地方自治法専決処分の4つの理由に該当せねばならないにもかかわらず、「10月3日に初議会開催を承知しているにもかかわらず9月30日に専決処分をした理由」に対し、町長はその理由を「前議員の改選前の任期中に結論を出したかった」、「特に緊急を要する議案であり専決すべきと判断したと」と言っているが、年度をまたぐ、緊急性が高いなどの案件であればやむを得ないが、それには該当しない。

「緊急性として、災害時の避難場所対応、国庫補助金の工事等完成期日、機材等の納品期間」としているが、9月30日から10月3日の間にどうしてもやらなければならない理由は聞けなかったため、専決処分の適法性、妥当性が乏しいと判断する。

県は専決処分は適法であるとしているが、町は県との相談内容を文書として残しておらず、復命を口頭でできる軽易な事項とは考えておらず、重要な事項と認識しているにもかかわらず失念をした。一番大切なことは議会への報告です。県市町村課長の回答にも「特段違法行為ではないが、町側の姿勢として町民サービスの低下を招かないようにするため、しっかりと議会に報告すること

が必要」とあった。議員は町民の代表なので、町民の意見を聞く時間が足りなかったことは遺憾である。

委員長 ありがとうございます。この件についていかがでしょう。専決処分の関係です。

南雲委員 問題点と意見の下から4行目のところに、「です、ます」になっちゃっているんですね。

委員長 そうだね。

南雲委員 「であった」ですね。「である」。

委員長 「議会への報告である」で、よろしいですね。5行目か。下から5行目です。「議会への報告です」を「報告である」。ほかにはいかがでしょうか。ちょっと細かいことなんだけど、括弧の後に丸、句読点の丸が要らないと思うんですけども、これはなくてもいいだよな、丸は取ってください。その下はついてないんだよな、かぎ入れた後に。

平野委員 2回ついちゃっているね。

委員長 じゃあ、2つ取ってください。真ん中の、「町長はその理由を全議員の改選前の任期中に結論を出したかった」。の丸。それと、「特に緊急を要する議案で、専決すべきだと判断した」。その2つを取る。では、このページよろしいですか。（「はい」の声あり）

中野委員 「復命」というのがよく出てくるんですが…あ、ここ出てますけども、これ、町民わかるかな、意味が。

委員長 報告だよな。

中野委員 そうでしょう。復命というのは専門用語だね、これね。

委員長 じゃあ、皆さんにお諮りします。行政の場合では復命書って言っています。

中野委員 行政の人たちならわかる。

委員長 出張した場合に報告する内容を復命書と。それで復命と言っていますけれども、一般的に報告ということでどうかというんですけども、いかがでしょうか。

中野委員 復命というのはちょっとわかんないな。

委員長 じゃあ、報告でいきましょうか。「復命」を「報告」でお願いします。

井上委員 今の復命書、6行目だけ…（「これこれこれ」の声あり）じゃあ、これは6

行目だけですかね。

中野委員 復命はね。今ここで…。

委員長 これを報告にすると、ちょっとおかしいから、文書として残しておらず、口頭で…報告で…違うか。これを報告だと変なになってしまう。

井上委員 もしよかったら、復命を注釈で…。

中野委員 それのがいい。

委員長 復命の後、（報告）にしておきますか、括弧入れて。

中野委員 ああ、そうだね。

平野委員 復命って報告のことなんですか。

井上委員 違いますよ。

中野委員 違う。復命は、命令を受けて事処理した者がこの経過や結末を上申すること。命令を。

委員長 復命をゴシックにして、その下に脚注で説明にしたらどうかな。

中野委員 まあ報告みたいなものなんだけどね。

委員長 でも、違うんだ。もっと強制力があるんだ。

中野委員 そうそう。

大舘委員 復命だけじゃないんだな。

中野委員 だから。

委員長 では、復命はそのまま残して、脚注処理ということで。ほかどうでしょうか。（「いいんじゃないですか」の声あり）よろしいですか。

では、暫時休憩とさせていただきます、3時から再開して、13ページまでは今のペースでやらせていただいて、14ページ、これが一つの大きい争点になると思いますので、5時までかかると思いますので、よろしくお願ひします。では、
暫時休憩とします。 (14時22分)

委員長 よろしいでしょうか。ちょっと時間過ぎてしまいましたけれど、休憩を解いて再開いたします。 (15時02分)

11ページ下段②工事請負仮契約と設計委託契約について、これについて、10番 齋藤議員、お願ひします。

齋藤委員 工事請負仮契約と設計委託契約について。（ア）工事請負契約と設計委託契

約の契約金額の積算。質疑応答、クエスチョン、1億5,000万円余の執行をプロポーザル方式で行うことについては適正な設計ができるのか。

アンサー、公募型プロポーザルにしたのは町が定めた方法の一つ。設計から維持管理、ランニングコストを含めた費用対効果を十分に精査して事業に進んでいる。全ての事業を一括してこの企業体が提案したので一括契約した。

問題点と意見。設計委託契約料を支払うのであれば、設計図書をつくらせ、競争入札をすべきであった。工事請負契約と予算計上もおかしいし、設計委託、管理委託の金額も適正か不明で、全体的にアバウトな金額である。設計金額がない中スタートし、業者提出の金額の精査にとどまっておき、他の業者（町民文化センター建設時の設計業者など）に設計委託すべきだった。事業者選定の見積額から入札時の設計額まで、事業の内容を見直し、必要最小限の工事金額であると言うが、設計士による積算ではなく、事業者からの見積額をベースとしており、妥当性も御殿場市と同様の事業から平米単価を割り出して求めたもので、物価版、他社見積もり等に基づいたものではなく、工事入札前に設計士に委託し、単価等の検証をするべきであった。

委員長 ありがとうございます。では、この件に関して御意見、お願いいたします。

平野委員 問題点と意見のところなんです、2行目の「工事請負契約と予算計上もおかしいし」の、この「予算計上」が何を予算計上しているのかがちょっと曖昧でわかりにくいと思うんですが、これは何を。あと、その次の行も、「アバウトな」という表現が何か気になるんですが、いいのかなど。ちょっと報告書の段階で、意見のところではね、みんなアバウトとかいうふうに使っていたと思うんですが。その2点ちょっと。

委員長 この件に対しては井上委員がまとめた箇所だと思うので、どうでしょうか。

井上委員 そこは、2行目はですね、予算計上金額についてのですね、という意味だというふうに思います。予算計上の金額とかね。予算計上の金額でよろしいでしょうか。

平野委員 とすると、その前の請負契約も、これ金額がおかしいということですか。何かね、文章全体、最後のほうは金額が問題になっているのがわかるけど、この2つは行為がおかしいと言っているような感じ。

議 員 長 これ、いいですか。

委 員 長 はい。

議 員 長 これはさ、設計予算の…予算見ると、設計とね、管理委託、この金額が1億5,000万の10%超えちゃっているんですよ。だから、これがそんなにかかるのかどうかという意味で、予算計上おかしいんじゃないかというふうなね、ことを書いたんですよ。というのは、例えばね、あるA社、B社、C社って、何社か応札、入札をした場合にさ、各会社でもってこの設計図書つくりますよね、そうしないと金額出ないから。じゃあ、そこで、その入札したんだけど、外れたからって行って、じゃあ、その入札を計算するのにね、人が何人かかって、幾らかかったから、それを頂戴とは言わないですよ。落っこったらもうそこまででしょう。だから、何でそういうのまで、設計図書までね、そんな多額な、750万かな、何かそんな金額をのせるのかということと、あとは、細かい積算もないのに1億5,000万という数字が出てきているわけですよ。だから、それはだから、要するに御殿場の平米当たりの単価を参考にしてこっちに当てはめたわけでしょう。だからそれはアバウトとしか言いようがないんですよ。だから、そういう意味です。

委 員 長 この件に関しては飯田議長さんが問題提起されて、集約は井上議員が行ったということで、それで質疑が今、平野委員から出たと。

議 員 長 だから、その辺で何かいい言葉があればね。

委 員 長 そういうことを踏まえた中で皆さんで考えましょう。

議 員 長 振りかえていただければ。

井 上 委 員 長 じゃあ、そこのですね、2行目、工事請負契約の次ですね。工事請負契約の過程。

委 員 長 の過程。

井 上 委 員 長 と予算計上の金額。アバウトは、そのままでいいんじゃない。

平 野 委 員 長 「も」はおかしくないですか。しょっぱなから「も」というのがおかしくないですか。「工事請負契約の過程と予算計上の金額も」という、この「も」はどの…何かほかにいろいろあって「も」というならわかるんですけど。「が」じゃなくて、「は」か。「は」。

委員 長 これは「おかしい」まで続くので、「おかしい」は取っちゃいますか。

井上 委員 残しといていいんじゃない。工事請負契約の「過程と予算計上の金額もおかしい」と。

平野 委員 じゃあ、「おかしいし」の言い方が変なのかな。

委員 長 アバウトは不明瞭にしたら。全体的に不明瞭な金額に。

井上 委員 不正確のほうが…。

委員 長 不正確か。

平野 委員 何か「おかしいし」がちょっと変かもしれない。

寺嶋 委員 「し」が2つあるんだよな。

大舘 委員 アバウトは不正確。不明瞭、不正確、どっちよ。（「不明瞭」の声あり）

議長 長 不明瞭のほうがいいかな。

井上 委員 どうですか。

委員 長 不明瞭でいいですか。

議長 長 不明瞭のほうがいいと思うよ。

大舘 委員 不明瞭だってよ。

議長 長 はっきりしないということだから。

委員 長 「予算計上の金額」で切って、「おかしい」は取っちゃって、金額で不明瞭にするということによろしいですか。

中野 委員 それでつながる。

委員 長 設計委託と管理委託の金額も、適正か不明かで。

平野 委員 あ、なるほど。

委員 長 もう一回読みます。「工事請負契約の過程と予算計上の金額」で、「、」です。その後、「設計委託と管理委託の金額も適正か不明で、全体的に不明瞭な金額である」ということにさせていただいて、ほかにどうでしょうか。

南雲 委員 問題点の下から3行目。「妥当性も」という言葉が、何かつながらないんですけど。

委員 長 「妥当性も」、いかがでしょうか。（「何行目」の声あり）下から3行目。「妥当性も御殿場市の同様の事業から」。「妥当性についても」か。事業者からの見積もりをベースとしており、妥当性も…変だな、確かにな。

平野委員 どこかに載ったことがありましたね。御殿場から割り返したって、どこかにも出てきた。

委員長 その前にも出てるよ。

内田委員 「妥当性」は、その次に、下へ持ってきちゃったら。求めたもので妥当性がないとかさ。

議長 それじゃなきゃ、「妥当性も」というのを削っちゃったら。

平野委員 その前の前のページでは、工事額が御殿場市のを参考になってるね。

委員長 ここは「妥当性」取っちゃいましょう。これがおかしいから。

内田委員 だから続かないんだよな。

委員長 取っちゃえばいいんだよ。では、取るということで。「事業者からの見積額をベースとしており、御殿場市の同様の事業からも平米単価を割り出して求めたものである。」これでいいですね。

内田委員 今の問題点と意見のね、4行目の「業者提出の金額の精査にとどまっており」って書いてあるんですけど、俺、前聞いたときは、そのままの金額、業者から言われた金額でやってるんじゃないかっていう、そういう指摘があったと思うんですけど、本当に精査したのかどうか。

平野委員 どどこ。

委員長 4行目です。

内田委員 「金額の精査にとどまって」、精査というのはね、専門的な人がいて、よくその金額を調べたのが精査ってよく使うんだけど。

大舘委員 してないな。

内田委員 そういう職員もいなかったということですから、この精査っていうね、意味がいいのかどうか。言い回しが。

委員長 これを書いた人、どうですかね。この精査という言葉を使って、意見を出された人。または、取りまとめた井上委員。(私語あり)

内田委員 確認とかね、その程度だったらいいけど、精査というと、結構専門的な。

委員長 できないながら、チェックはしたよということだよ。

内田委員 と思うよ。

大舘委員 精査に当たらない。単なるチェックだ。

内 田 委 員 確認にとどまってるだけだったらまだね、いいんだけど。職員を擁護するなら精査入れてもいいんだけど。

委 員 長 この辺は、書いた人と別途調整でどうですか。（「異議なし」の声あり）ということをお願いします。

平 野 委 員 さっきの妥当性のところって、これ何で妥当性が入ってたんだろうって思ったら、これ前半の、何ていうの、前半はこういうふうに出してきたっていう3行があるじゃないですか。設計士による積算じゃなく、事業者からの見積額をベースにしたものは出してきたと。それが妥当かどうかを御殿場市の例から割り返したということだから、それで妥当性って書いてあったと思うのね。だから、この、省かないで、どこか別のところにくっつけるみたいにしないとダメかなと思ったんだけど。

井 上 委 員 そこは、単価の積算についてはですね…。

委 員 長 井上議員、もう一度お願いします。何行目に単価が。

井 上 委 員 御殿場市の前に、単価の積算については、御殿場市の同様の事業から平米単価を割り出したもので…で求めたもので。

平 野 委 員 でも、積算はその前の行にも入っちゃってるんだよね。設計士による積算ではなく、事業者からの見積額をベースとしており、それが何というか、すごく外れた金額じゃないなというのを、御殿場市の例で割り返したという意味でとって、「妥当性」という言葉を使ったんじゃないかと思うんですよ。

井 上 委 員 違いますよね。これは単価の妥当性という意味ですよ。

平 野 委 員 向こうが使ったわけでしょ。町側が使ったんでしょ。「妥当性」という言葉を。

議 長 それじゃなかったら、妥当性というのは、一番最後の行のね、途中で点があるでしょ。その後ろに単価等の妥当性も検証するべきだったって。ここへ「妥当性」を入れたら。先に持っていくより、こっちのほうが、はっきり単価の妥当性だなってわかる。

平 野 委 員 それでは、事業者からの見積額をベースにしており、その妥当性ってしたらどう。

委 員 長 それでもいいかな。その妥当性でいいですか。

中野委員 その妥当性だと前とつながるな。

平野委員 その妥当性についてはだね。その妥当性については、御殿場市の同様の事業から平米単価を割り出して求めたものでってつながるかな。

委員長 繰り返します。下から4行目お願いします。見積額をベースとしており、その妥当性については、御殿場市の同様の事業者から云々ということに訂正させていただきます。よろしいですね。

では次、(イ)、電気設備の故障による事故の可能性について。12番お願いします。

大館委員 電気設備の故障による事故の可能性について。質疑応答。クエスチョン、町側は改修事業をその理由の一つとして、電気系統が故障した場合、近隣の1,000軒が停電する波及事故の危険があると説明があったが、どのような調査で指摘されたのか。

アンサー、自家用電気工作物定期点検試験報告書に事故の可能性について記載があり、東京電力に電話で確認し、そのような事故の可能性があるとされた。

問題点と意見。これについては、波及事故防止装置。PAS、パスか。というものが設置されており、この装置について、同じ自家用電気工作物定期点検試験報告書で、結果「良」とされている。東京電力への確認は電話だけで済ませており、正確な問い合わせ、内容も回答も書類を残していないことは不備である。この事業を急ぐ理由の一つとして、波及事故の可能性が挙げられていたにもかかわらず、その危険性の検証が曖昧であり、波及事故防止装置(PAS)について担当者はその設備の内容を知らず、議会への説明は波及事故の可能性のみであり、改修事業の緊急性を想起させる意図であったことは適正でなかった。

委員長 ありがとうございます。これは補修じゃなくて改修で合ってるんです。ここは改修で結構です。ほかにはどうでしょうか。ないですか。

じゃあ、私のほうから問題点と意見の後の2行目。報告書で結果良なんだけど、中ごろの、黒丸のポツくらい入れたほうがいいのかなど。

中野委員 「結果は」にするか、「・」を入れるかだよ。

委員 長 これ表の中でね、多分ね、報告書で結果良なんだよ。

平野 委員 私が見つけちゃったんだと思うんだけど、本当に結果良って書いてあったんですよ。表の中に。結果良って書いてあったんですよ。

委員 長 結果・良。それとも「－」。のほうが、何かあいてると間抜けみたいな感じなので。

平野 委員 そうだね。

委員 長 じゃあ「－」にしましょうよ。ということでお願いします。

では、このページについては、これで締めさせていただきます、次のページです。その他です。議長お願いします。(私語あり)

議長 (ア) 議会への報告が遅くなった理由。質疑応答、Q、国土交通省「官庁施設のE S C O事業実施マニュアル」に従えば、予算化手続は立案段階に整理され、その後、事業者選定、契約段階を経て実施段階となる。このマニュアルに沿って事業執行していれば、平成31年3月6日、公募型プロポーザル募集要項の公開、同ウォークスルー調査の前に予算化手続が必要になり、議会への説明はできたはずである。なぜ、補正予算上程直前まで議会への説明がなかったのか。

A、議会への説明が遅くなったことについては、プロポーザルで最優秀交渉権者が決まった後も、事業内容や事業費などの交渉を続けており、条件が折り合わなければ中断することもあり得る前提だったこと。また、事業費をどう捻出するかについても悩んでいたこと。これらについて町長自身が決め切っておらず、きちんとまとまった形にしてから議会に話をすべきと判断した。

問題点と意見。今回の調査の過程で、町民文化センターE S C O事業の進捗状況を時系列で整理してみたところ、町側がプロポーザル公募準備から公募、最優秀交渉権者選定、補助金応募申請、内示決定と重要な段階を着実に進めてきた。その後、補助金の内示決定後の7月11日に、やっと資料付きの説明があったが、事業費については記載がなかった点は恣意的であり、事業費を含む総合的な内容は8月23日の補正予算上程直前だったことは議会軽視であった。

委員 長 ありがとうございます。これについては、平野委員が担当したページなんですけど、若干、ニュアンスが違うということで、ちょっと説明をお願いいたし

ます。

平野委員 それがかっちです。横長のA3の、今、読んでくださったほうがこっちの原案2だったんですが。右側に私が直したものですから。

委員長 申しわけないです。この原案2、右側修正案2。今の飯田議長に読んでいただいたところは、これは×点でいいですね。ここについては、×点をして差しかえということで、新たにこちらの3のその他を見ていただきたいと思います。

平野委員 タイトルも違っちゃってるんですよ。

委員長 では、原案を先に副委員長に読んでいただきます。

中野委員 修正案2、(3)その他。(ア)補正予算上程まで説明責任が果たされなかったこと。Q、国土交通省「官庁施設のESCO事業実施マニュアル」に従えば、予算化手続は立案段階に整理され、公募型プロポーザル募集要項の公開、同ウォークスルー調査の前に予算化手続が必要になり、スタート時点で議会の説明はできたはずである。また、その後の補正予算上程直前まで、何度かチャンスがありながら議会への説明はなかった。なぜか。

A、予算確保しないでプロポーザル方式で執行した他の自治体の例に倣いスタートした。また、その後も議会の説明の機を逸したことについては、プロポーザル方式で最優秀交渉権者が決まった後の事業内容や事業費などの交渉を続けており、条件が折り合わなければ中断することもあり得る前提だったこと。また、事業費をどう捻出するかについても悩んでいたこと。これらについて、町長自身が最終決断をしておらず、きちんとまとまった形にしてから議会に話すべきと判断したから。

問題点と意見。本特別委員会の調査の過程で、松田町民文化センターESCO事業の進捗状況を時系列に整理してみたところ、町側はプロポーザル公募準備から公募、最優秀交渉権者選定、補助金応募申請、内示決定と重要な段階を着実に進めてきたのだが、議会に対しては補助金内示決定後の7月11日にやっと資料づきの説明をした。しかし、そこでも事業費については記載がなかった点は恣意的である。事業費を含む総括的な内容説明は8月23日の補正予算上程直前だった。議会軽視と言わざるを得ない。以上です。

委員長 ありがとうございます。

平野委員 この形は同じように整えてください。何か質疑応答の黒字とか、太字とか。

委員長 はいはい。それは大丈夫です。では、この件に関していかがでしょうか。言ってることは同じなだけけれども、ある程度平野委員のほうで、もう一回並べ直したと。読みやすいだろうということですが。

平野委員 あと、ちょっと文章の切れ目を変えたりとかしたんですが。

委員長 ということで、決定的には変わってないんだよね。

平野委員 あとタイトルね。この（ア）のタイトル。

委員長 そうですね。（ア）のタイトルが変わってますね。

平野委員 これ、たしかこれ、何々なことでそろえたような記憶があったもので、「こと」ってやっちゃったんですが、そうでもないんですね。ごめんなさい。

井上委員 （ア）のタイトルのところで、説明責任というのは、どういう意味かというのはちょっとわかりづらいと思います。これは端的に言えば、補正予算上程まで議会への説明が果たされなかったというか、なかったということではないでしょうか。

平野委員 それちょっと、ごめん。井上さんが5人で話をしてたときに、そここだわったんですよ。説明っていう、そういうのは、要するに義務はない、何かそれで、私はだから最初、報告が遅くなった理由みたいな書き方をしたんですが、説明責任じゃなきゃいけないって、何か井上さんに言われて直した記憶があるんです。

井上委員 それは説明責任というのは、例えば町民に対する部分とかで、基本的には町長が上程をすることで、自分の予算の執行についての議案を提出するという形になるんですけれども。

平野委員 じゃあ「責任」を取りましょうか。

井上委員 説明がなかったで、議会への説明がなかったと、これでいいんじゃないでしょうか。

委員長 ちょっとよろしいでしょうか。私が進行をやっているときに、皆さん盛んに言われてたのが、議会への報告が遅かったという項をつくれという、そういう意見があったんです。それに基づいて、今、差しかえになったタイトルは議会の報告が遅くなった理由。これは皆さんから出た質問をこのタイトルに加えたん

です。記憶ありますよね。

平野委員 そうなんです、そうなんです。

委員長 それを、だからこれに変える理由があれば、皆さんが納得すればいいのかなと思います。

平野委員 そのときに、井上さんがたしか「報告」というのは、これはいつだって報告ができるみたいな、そういうものになっちゃうから、それで「説明」という言葉にしたほうがいいって言われたんですよ、たしか。5人でいたときに。このタイトルに入れた、報告が遅くなった理由という、この報告。それであのタイトルのところを変えたんですよ、説明に。皆さんがそれで納得すれば、もとに戻してもいいんですが。報告なのか、説明なのかということ。

委員長 挙手してお願いします。

中野委員 これ読む側にとってね、特に町民なんですけれども、こういう難しい言葉よりも、最初のとおり議会への報告が遅くなった理由と、こういうふうな端的なね、タイトルのほうがよっぽどわかりやすいです。だから、差し支えなければもとに戻したほうがいいです。このタイトルは。そう思いますが。

平野委員 中身は詳しいんですからね。

中野委員 中身はね、読めばわかるんだから。

委員長 では、今、8番からそういった意見ありましたけれども、戻すか修正して書き直すか、これについてお願いします。

内田委員 私は戻したほうがいいと思います。

委員長 ほかの方は。

(「戻したほうがいい」の声多数)

では、戻したほうがいいということですので、よろしいでしょうか。では、これは戻させていただきます。

あと、それ以外の内容。

南雲委員 アンサーのところの上から4段目ですね。ずっと点が続いちゃうので、「ここで一回続けていた。」で丸にしたほうがわかりやすいと思います。

委員長 もう一度言ってください。何行目。

南雲委員 4段目の「続けており」を、「いた」にして「。」にして一回切って、それで

その次に…（私語あり）アンサーのほう。

委員長 アンサーの4段目。

南雲委員 それで、「おり」で、もう「、、、」で何か文章が何かすごいわかりづらくなっちゃうので、「いた」で「。」にして、最後は「判断したからである」でしたほうが何かわかりやすい…町民の方が読んだときに。

委員長 「判断した」だな。繰り返します。アンサーの4行目、「続けていた」、「続けており」を「いた」で一回切る。

平野委員 そこで切ると変なんですよ。もし、もし「。」をつくるなら、「要件が折り合わなければ相談することもあり得る前提だったこと」のところで一回切れるかな。交渉を続けてるのは、そこはね、続けてるので。

南雲委員 そうかそうか。

平野委員 そうなんですよ。

南雲委員 「前提だった」で切ります。

平野委員 「前提だった」で、この「こと」を取っちゃいますね。それで「。」にしちゃいますね。

委員長 「前提だった」、「前提であった」か。

平野委員 「前提であった」。もう一回読みます。また、その後も議会への説明の機を逸したことについては、プロポーザル方式で最優秀交渉権者が決まった後も、事業内容や事業費などの交渉を続けており、条件が合わなければ中断することもあり得る前提であった。また、事業費をどう捻出するかについても悩んでいたこと、これらについて…何か「こと」まできちゃったね。町長自身が最終判断をしておらず、きちんとまとまった形にしてから議会に話すべきと判断した。じゃあ、また事業費をどう捻出するかについても悩んでおり、これらについて…それでちゃんと続くかな。どうでしょうか。

委員長 悩んでおり、これらについて町長は云々。よろしいですね。

平野委員 最後「から」を取るんですね。

委員長 判断した。「から」を取って「した」。あとは、ほかどうですか。

内田委員 小さなことですけどね、問題と意見の1行目。過去、ずっと町民文化センターという名前できてますから、松田を除いて。

委員 長 1行目。松田町民文化センター、「松田」を除きます。ほかはありますか。

議長 長 問題点と意見の最後から2段目のですね、8月23日の補正予算上程直前だったとありますけど、これ具体的にね、8月23日の補正予算上程3日前だったとか、具体的に入れたらいかがでしょうか。直前ってどのくらいの時間をあらわすのか。

委員 長 20日だね。これね。

平野委員 「全協」っていう言葉をみんな抜いちゃったんですよ。たしか。全協だったというのが入ってたんだけど。

議長 長 全協は入れなくていいんだけど、日にちだけね。3日前だったって。具体的な数字入れてあげれば、もっとわかりやすいかなと。

委員 長 その前のね、10ページを見ていただけますか。同じように出てない。10ページの上のほうです。問題点と意見。わかりますか。10ページの一番上の問題点と意見。その下から2行目。議会に上程する8月23日のわずか3日前の8月20日であった。二元制民主主義に反する行為と判断せざるを得ない。これは、補助金を出してから云々のことで一回言ってるんだよね。補助金申請のスケジュールの中で。ここもね、ちょっとかぶるにはかぶってるんだよね。

平野委員 そうなんですよ。そこをちょっと少しだけ、今、田代さんがおっしゃったのは、何か補助金スケジュールのほうでの説明のおくれを中心に言ってるところで、最後のところは、これ、その他で出てきたところなので、全体的に説明がなかったよねっていうところなんですよ。だからかぶるんですが。

委員 長 これはこれでいいんじゃないですか。前に言ってるから。2回かぶってるのね。片方は補助金申請、片方は全体的なことを言ってるから、まるっきり言葉を統一しなくてもいいでしょう。

あとね、一番上の問題点と意見の2行目の、「町側」って、これ「町」でいいと思います。

あとQ&AのQの一番末尾、議会への説明はなかった。なぜか。これね、なかったのはなぜかとかね、なかった理由とかね、そういうことであれば「なかったのはなぜか」にします。（「異議なし」の声あり）では、このページについてはこれでよろしいですね。

平野委員 ごめん。ちょっと今の、今の最後に直したところの、「のは」を入れるとね、「議会への説明が」にしないと、ちょっと変かもしれない。

委員長 議会への説明がなかった。

平野委員 のはなぜか。

委員長 議会への説明がなかったのはなぜか。にさせていただきます。

では13ページです。13ページの下段（イ）です。これについては、きょうの補正予算の第8号で、私が町長に質問した関係のことを言ってます。これは今まで議論されてなかったです。ここでアスベストが出てきたので、それによって繰越明許で5月まで。今まで3月までが工期だったと思います。これが延びた。延びただけならいいんだけど、工事費に変更があった場合は、もうとんでもないことになるんですよ。プロポーザルで予算の中でやるんだ、やるんだと言ったのが、これで、また金額が変わると。それについてどうなんですかといったときに、町長は変えないようにしようというはっきりした回答ではなかった。ですから、これについては、残して、町長の回答によってこの言葉をここに入れるかというふうなことで、お願いします。

本当は総務文教の報告書を入れようとしたんですよ。ここでちょっと読ませてもらいます。3月定例会に一般会計補正予算8号で、町民文化センターESC事業の繰越明許費補正が計上され、議運で総務委員会付託となった。この補正については、本会議と総務委員会でアスベスト処理に伴う工事請負額変更の有無が、争点になると思われるという予想で、私は書きました。報告書原案4ページの問題点と意見には、町民文化センター建設時の設計業者などに設計委託すべきだったとの指摘があります。建設時の設計業者に委託していれば、アスベストの使用と処理に関することは設計時点で組み込まれ、今回のような繰り越しはなかったと考えられる。とりあえず今の段階では、下の後段の当初、建設当時の設計業者に委託すればこんなことはなかったよということを、繰越明許なんてことはなかったことを。アスベストのことは、もう初めにわかってたじゃないかというふうなことを、ここでは仮置きして、それで、町長のほうで金額が増額になるよということを聞いたら、そっちは大問題だから、それについて、また11日に新たに議論するというふうなことで、書き方はもう少し縮

めてわかりやすくしますけれども、問題点と意見については、今回、こんなことで仮置きさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

井上委員 総務文教のほうはですね、補正予算の第8号については、もうこれは12日なので、その前に特別委員会報告としてはまとめるということであればね、ここは仮置きというのはちょっとよくわからないんです。名称としても委員会報告書の抜粋という言葉は抜いてほしいと思います。全然、そういう結論も出ないし、まだ出てませんし、こういう内容になるかどうかというのは、全然見込めないわけです。であれば、どうしてもということであればね、本日の答弁の中でのことをですね、3月5日付の本会議の答弁においてとか、そういうふうな仮置きをしていただければいいかなと思いますが、総務文教常任委員会報告書というタイトルは除いてほしいと思います。

委員長 ではお諮りします。まず一つが、町長のほうに、きょう私の質問で、8月11日に特別委員会で、もう固めるよと。その中で、業者と調整している内容について回答をいただきたいということをお願いして、町長も納得されました。したがって、議長名でそのことに関してどうなんだと。11日までに回答しろということで、この工事請負契約の金額に変更があるかどうかの照会文を出して、その回答をここで入れると。

平野委員 本当、何か宙ぶらりんな状態なところを入れていくのって、報告書に入れるのってすごい難しいなと思ったんですが。これ、今読んでいるその中の、どこだっけな。設計時の業者などに委託すべきだったと。それがあればアスベストのこともわかったんじゃないかという、このくだりがあるので、どこか、そういう業者に委託すべきだったという文章がどこかで出てましたよね。そこに、もしも工事金額が変わるかどうかちょっと11日までにわからないんですけども、その時点で、もしそういうようなことがあれば、工事金額が変わっちゃうよみたいなことがあれば、そこに入れ込んだらどうですか。

委員長 これは私が入れた文だから回答させてもらいます。今回問題なのは、この3月に補正が出てきたことなんです。我々がこれだけやって、3月で報告書をまとめているときに、また後出しでアスベストの問題が出てきてるんですよ。だから、委員会としては、それは言わなきゃいけない。そうすると、金額の変

更がないという前提で、ここでは当初からこういうふうに、そういう業者にね、見積もりして設計してもらえばこんなことにはならなかったということで、仮置きをしたいんですよ。変更が来ちゃったら、もう手つけられない、報告書に記載できないではまずい。だから今回、ここには私は入れるべきだと思う。どうでしょうか、皆さん。

内 田 委 員 長 もう、そもそも論なんですけど、きょう田代委員長が質問して、10日にですか、回答が来るという町長の約束があったんですけど…。

平 野 委 員 長 努力はしますって言い方だった。

委 員 長 いや、回答してくださいと言いました。そうしないと、この報告書がおしまいにできない。6月になっちゃいます。これ、仮に契約変更が13日の閉会后に、3月末までに出る可能性ありますよ。我々の報告書はこれで終わってしまった。でも、町民は議会何やってるのよってなるでしょ。

平 野 委 員 長 たださ、その調査…。

内 田 委 員 長 ちょっと俺、途中で。そういうことでね、きょうの本会議でやったんですけど、そもそも論、もし町長が建設費が上がっちゃうとなったら、もっとも最悪なあれ。でもわからないと言ったからからね、町長は。回答が出なかった場合に、ここでうちらがこのね、E S C Oのこれを報告できないと思うんですよ。そのときに町長が回答が出なかった場合に。その辺はどうかなと思ってね。そもそも論で。

平 野 委 員 長 私もそもそも論です。調査・検証するというこれは、要するに、こういう何ていうの、そもそも100条、そもそも100条とか、98条もそうですが、何か不正があるような感じであるというところに対して調査が始まるわけですから、このアスベストがあるかどうかのところは不正というんじゃないで、まさに先ほど田代委員長がおっしゃったように、このもともとの設計業者をこういう知ってる人にやっておけば防げたことですよということなので、不正の調査じゃないじゃないですか。新たな争点になるとはいつても、この、そもそも何でこれをしてるのといったら、不正ではないのということが100条なわけじゃないですか。そうじゃないじゃないですか。

委 員 長 平野議員の意見をまとめてください。

平野委員　　なので、私がさっき言ったとおり、ここに取り出して、こういうふうになんとつけるのは、やっぱり総務委員長がおっしゃるように、なかなか委員会報告も出ない段階では、それは難しいことだということで、この、先ほど設計業者がどこのとってここに、もし最悪、わからない部分が出てくるなら、そこに入れ込んだらどうかということです。

委員長　　という意見出ました。これに対してどうでしょうか。

井上委員　　いつの時点で出すかというのは、委員長判断でいいと思うんですね。例えば、ここの3月5日時点で、この委員会報告書をまとめるのであればね、今時点でアスベストの処理が発生をしたことに対しての委員会の意見をね、こういうふうな内容で、私がさっき言ったのは、総務文教常任委員会報告書抜粋というのは入れない。そのタイトルを入れなくていいと言ったわけで、この中身はね、別にいいので、その報告書というものだけを除いてくれと先ほど言ったんですね。この3月5日時点で文化センターの事業に対しての設計変更、アスベスト処理が提案として上がってきたということは事実なわけですね。それに対しての、今までのやった設計業務等が不相当であったとか、詳細設計の金額800万円の詳細設計を契約の中に含んでいるにもかかわらず、そういった正式な詳細設計がしてないというような事実を挙げて書いておくか。または、その辺は結論が出ないので、それについてはですね、これには記載をしないかの、その選択がいずれかだというふうに思います。

委員長　　では、まとめさせていただきます。先ほどお話ししたように、この補正第8号は新たな問題です。上段では、多分、こういうのは議題になって委員会中出てくれるのかなと思ってたら、よくよく見たら12日だったと。だから、その回答は出ないということで上段は間違いの記載です。

後段の部分です。要するに、こういうアスベストの使用もあって、こういう問題があったというのは、当初の入り口がいけないというふうな書き方に、少し直して書くようかなと。今、4番委員から100条の不正じゃないんだよという言い方したけども、私は100条には持って行ってないんですよ。手続論が違ってた。手続論に対して、この下の三、四行は、完全にそれを言ってるんですよ。だから私は、今回、新しくアスベストが出てきたものは、ここにきて

初めて出たんだから、手続論がまずいよということです。それをまた、失敗を繰り返してるんですね。手続論の1回目が悪かった。そういうことを言いたいということで、これについては、私に任せていただいて、次回に直したものを提案させていただきます。このようなことでよろしいでしょうか。では、これはそういうことで変更させていただきます。

では、最後です。総括です。ここがポイントになります。これについて、原案の総括のページを出してください。よろしいでしょうか。最後の総括は、修正案として別に総括をまとめています。要するに、報告書はこの修正案を中心にいくのか、または初めに出てます、14ページに出てます原案の総括を中心にいくのか。原案の総括をもう少し手を直していったらいいのか。または、こちらの修正案、これについて手直しをしていくか。これが今日の争点で、一番大事なことだと思います。そのようなことで進めさせていただきたいと思います。

それでは、こちらの総括は前もって渡しているのでもう皆さん読んでますからいいですね。修正案について2番 古谷君お願いいたします。

古 谷 委 員 員 それじゃ、2ページの修正案です。5、まとめ。地方自治法第100条第1項により、町民文化センターE S C O事業の事務に関する調査を行うための特別委員会を設置した理由は、町長の議会制民主主義に対する考え方と、自治体の行政を執行する上での基本となる契約等の執行が適正になされなかったことである。

1点目については、本会議や本特別委員会において町長の行政運営に対する考え方が示された。町長の考え方は、議会の考え方及び議決された結果が相入れない場合、町長の判断を優先すべきだとしたことである。地方自治の本旨である議会制民主主義は、議会と執行者が地方自治体においては両輪として自治体運営を図っていくことである。町長は、重大な事業である町民文化センター補修事業について、これ改修に直すんだね。改修事業について、執行者として起債を伴うような大事業は、当然、当初予算に計上し、他の事業とあわせて町の財政運営に対する議会の判断を仰ぐべきであった。また、年度中途での補正予算で、事業執行を図ろうとするのなら、議会に対する丁寧な説明、情報提供、そして早めの対応をすべきであるが、そうした説明や情報提供及び議会での審

議時間はほとんどなく、まして、町議会議員の改選直近の議会に上程したことは、議会軽視と言わざるを得ない。さらに、町民文化センター改修事業の補正予算について、町議会議員の改選間際に専決処分を行い、その専決処分について議会では不承認とされたにもかかわらず、町民文化センターE S C O事業の工事請負契約を締結したことは、まさに二重に議会の意思を尊重しない、執行者の議会軽視の結果となったのである。

このようなことから、議会として当たり前ではあるが、議会制民主主義にのっとった行政、執行者と議会、それぞれを尊重する行政により町政運営を行うことが何よりも大事であることを、ことさらうたわなければならない。

2点目は、行政が事業を執行する上で、基本的な手法が適当でなかったことである。それは、町にとって大規模事業である工事契約を行う手順について、行政が民間事業者と契約し、工事等を請け負わせる際、競争入札という基本的なやり方を遵守しなかったことである。一般的に町民文化センターの改修事業という事業の性格から、また1億5,000万余の事業費から見ても、プロポーザル方式で1者随意契約、契約金額の基礎となる設計委託、設計監理なども全て1者とする契約では、競争の原理が働かず、また、想定外の工事等が発生する等の事態もあり、契約金額の適正性が保たれない。

今回、執行者がこのような不適切な専決処分及び契約行為を行ったことに対し、再びこのようなことを起こさないため、本特別委員会において契約行為の内容を確認し、不適切な項目を指摘しなければならないという、議会の姿勢を強く表していかなければならない。以上から、本特別委員会を9回開催し、得られた結論は次の2点である。①議会を尊重しない執行者の方策は、結果、町民にとっての利益とはならないこと。②目的として、町民文化センター補修事業は重要であるが、不適切な契約行為による執行は、契約金額等の適正性が保たれない。これもまた、町民にとって不利益となる可能性も包含している。最後に、今回の特別委員会の調査及び報告により、今後、松田町において適正な行政運営及び意思決定機関としての議会が尊重され、さらなる町民の福祉向上を図るため、上記について、なお一層、松田町議会は強く意識し、務めていかなければならない。以上です。

委員長 終わりました。これについては、若干補足させていただきます。初めの、この総括。これについては、もう少し肉づけがありました。5人で事前に議論した中で、もうちょっとコンパクトでいいのではないかということで、原案に対して少し縮めたものを皆さんに提案しています。

一方で、この用紙が、先ほど配られたと思うんですけど、この裏に出ている内容の中で、総括として項目ごとに要点を短くまとめ記載する必要があると。要するに、今まで問題点と意見が幾つか出た中で、それは余り入れてない中で、こちらの原案は記載しています。それをもう少し入れたほうがいいよという意見がありました。次に、その下、総括は他の問題点と意見に比べ、指摘の具体化がない。あと一番下です。修正後ということで、もっと強い言い回しでよいのではないか。事業規模を考えると、総合計画の位置づけ、年度当初の予算に計上されるべきである。この辺は若干入ってるのかもしれないですけど、意見として、総括ははっきり言えというふうになってます。

その中でお諮りします。今回、おのおのの細かい表現、なかなか行政用語で難しい表現も出てるんだけど、そういうのはまず後で議論することにして、この表現、要するに1案の原案と2案の修正案のどちらでいくか。まず、その方向性についてお願いしたいと思います。(発言を求める声あり) ちょっと待ってください。まず初めに、1期の方どうですか。皆さんの意見聞きたいと思うんだよ。

内田委員 私、これきのう読まさせていただいて、この内容はいいんですよ。修正案は初めて見させていただいたんですけど、要は、やっぱり議会として出すということになると、私はこの2案のまとめの言い回しのほうがいいかなとは、読んで、見て思いました。(「修正案のほう」の声あり) 修正案のね。

中野委員 修正案のほうな。

委員長 よろしいですか。

内田委員 ええ、私は。

委員長 では、2番 古谷委員。

古谷委員 私、今これ、ちょっと修正案読みながら、ずっと感じてたんですけど、これで、両方が同じような感じになってると思うんですけども、書き方として

はこの方がいいかなというふうに思います。

- 委員長 どちらのほうですか。
- 古谷委員 修正案のほうでいいと思います。
- 委員長 1期の方は終わりました。それでは南雲さん、御意見お願いいたします。
- 南雲委員 修正案のほうがいいと思いますけれども、これからやるんですよね。これの。
- 委員長 だからどちらがいいか、御意見を。
- 南雲委員 修正案でいいと思いますね。
- 寺嶋委員 私はね、修正案のほうがまとまって、よろしいと思います。
- 齋藤委員 修正案のほうでいいと思います。
- 委員長 ほかに何かつけ加えることはないですか。
- 齋藤委員 もうちょっときつく入る部分もあってもいいかなと。
- 委員長 もう少しきつく。
- 齋藤委員 もうちょっと強くというか。
- 委員長 この修正案よりも、もっと強く書けど。
- 齋藤委員 という言葉があっていいのかなと。
- 委員長 12番、お願いします。
- 大舘委員 大体はいいと思いますけども、今の松田町議会として、何かやっぱりきちっとしたものがないように感じて、ふだん、いろんな面でね。何かもう少し、やっぱりこれも自分たちの責任でもあることは事実なんだけど、執行者が余りにも議会軽視が、今回のことに限らずね。あるのかなと思うので、その辺を言葉としてどういう言葉でいいのか、ちょっと今、思い浮かばないんだけど、もう少し、やっぱり毅然とした言葉を考えてもらって、みんなで。直していかないといけないんじゃないかな。やっぱり二元代表制で、いつも町長は議会と執行者は車の両輪だ、両輪だといっても、やることはこういうことをやっちゃってるんじゃないですか。だから、その辺ももう少しきちっと言い伝えたいなというふうには思います。
- 委員長 議長、オブザーバーとして。
- 議長 私はね、総括のほうがいいと思うんですね。というのは、まず修正案のほうを読まさせてもらおうと、まずね、長すぎる。長すぎるということはどういうこ

とかというと、視点がよくわからないんですね。読んで。何か意見があっち行ったり、こっち行ったりで、結局は最後にね、町議会が強く町民のためにどうのこうのって書いてあるんだけど、もっと簡潔明瞭にまとめた上げたほうがいいんじゃないかなというふうな気がするのと、ちょっとやっぱり、この修正案、評論家的なね、そんな目で見させてもらっちゃったというのはね、ちょうど真ん中辺にさ、まして町議会の改善…直近のね、議会に上程したことは議会軽視と言わざるを得ないなんてね、疑問…これクエスチョンマークですよ。みんなに投げかけてるわけでしょ。こんな総括、俺ないと思う。やっぱり議会の立場をね、前面に押し出して、この問題に対して取り組んだんだということをね、やっぱり訴えていかないと、町民はわからないと思いますよ。これ読んで、じゃあ町がどうなの、議会はどうなのといった場合にはっきりわからないよね。やっぱり議会は議会の正当性をね、主張すべきであると思う。

委員長　それでは、あとお2人の方、平野委員と井上委員にお願いしたいと思います。まず初めに、平野委員、お願いします。

平野委員　私はどちらもまとめているなどは思ったんです。ただ、このまとめ…修正案のほうね。こちらはちょっと飯田議長がおっしゃるように、非常に高所から見てるなというところが感じられて、何というかな、議会運営の教科書を熟知した審判が言ってるみたいな感じの、非常にそういうところが感じられて、上から目線というのかな、何かすごく感じるんです。やっぱり落っこってるところは、こっち側に落っこってるところは、じゃあこの事業自体はどういうふうにみんな思ってたのよというところがスポンと抜けちゃっているんで、もう本当に議会運営のプロ的な視点でまとめられたかなというのが、ちょっと感じたところなんです。だからうまくまとめるなどは思うんですが。

逆に総括から落っこっちゃったところをガチャンコして、飯田議長がおっしゃるように、もう少し短くしていくというようなことが必要かなと思いました。例えば、総括のほうでは、要するに、この、これは長年の課題だったんだよというところとか、要するに、この議員の皆さんが文化センターやっちゃいけないよと言ったわけじゃない。そういう部分はみんな気にしてたんだよというのがスポンと抜けてしまってるわけですよ。だからその辺が、すごいこれプロの

しわざの文章かなって、ちょっと思ったんですが。

委員長 どうですか。まとめてください。

平野委員 ですから、どちらかを主軸にして、ガシヤンコして、訂正し、長さをもうちょっと整理するというのがいいのかなと思います。

委員長 井上委員、お願いします。

井上委員 これはですね、100条委員会の動議を出したときのね、そのときの気持ちをそのまま書いた文章です。決して高所から見据えてるのではないし、このことをですね、思い、100条委員会の動議を出し、それに賛同してもらった、やはり同志の議員の考え方をですね、ここに出したということでございます。先ほど、ちょっと議長のほうはね、言わざるを得ないというのが、何かわからないよと言ってるんですけど、これは、もう断定を、議会軽視だと言わざるを得ないという、議会軽視だと断定をしてるところをですね、多少、こういった言い回しをさせていただいたところでありまして。こういう形でですね、やはり委員会報告書、小田原市のを見ても、やはり最終、委員会報告書の最終でありですね、やはり議会の尊重、議会の権能を尊重していくということをですね、やはり議会としては、もう全員一致でですね、ぜひまとめなければいけないという思いから、こういったことを書いたわけであり、プロが書いたようなというのはお褒めなのか、どういう意味なのかちょっとよくわからないんですけども、そうですね、若干ですね、議会の手引の中からそれぞれの言葉としては引用したところもあるんですけども、本当に今、議会軽視じゃない、やはり町民の福祉のためには何が必要かということをですね、思い、書いた文章だということですね、ちょっと説明としてつけ加えさせていただければというふうに思います。以上です。

委員長 ありがとうございます。それでは、副委員長、お願いします。

中野委員 わかりました。私としてはね、両方、両方捨てがたいですよ、非常に。それでね、先ほど、この皆さんから出してもらった中で、もったきつい言い回しでもよいのかとか、何だろう…そうですね、もったきつい言い回しとかというような意見もあるわけですが、例えば、修正案のほうを見てみますとね、私は十二分にきつい言い回しになってると思います。例えば、これは議会軽

視、議会軽視というのが2回も出てきますし。それでですね、何よりもかによりも、非常に町長側を否定するような文面になってますね。それで、来年9月には町長3期目の選挙があるわけですよ。この2枚目の、まとめの2枚目のほうは、ここにはね、非常に町長にとってはきついなというのはね、①議会を尊重しない執行者の方策は、結果、町民にとっての利益とはならないと書かれちゃってるんですね。町長にとって、これはすごい痛いですよ。

それでその下もそうですよ。2番も、2番目も。ね。目的として、町民文化センター改修事業は重要であるが、これはいいんですよ。不適切な契約行為による執行は、契約金額等の適正性が保たれない。これもまた、町民にとって不利益となる可能性も包含していると。この2つはね、非常に町長、選挙をやる側にとってはね、来年あと1年半か、非常にきつい言い回しです。したがいまして、もっときつい言い回しにしたほうがいいのかというのは、ちょっと私はもう、これで十分じゃなかろうかなという部分もあります。

それでですね、原案のほうの総括、もしこのまとめの修正案のほうには、この事業は必要なんだよと。決して議会側は、やっちゃいけないと言ってるんじゃない、必要なんだということが書かれていますよね。リノベーションは済んだが、電気・空調関係の改修について手つかずであったし、改修事業そのものに我々は反対したのではなく、進め方に疑義を呈したのだと。この辺の部分をもとめのほうに入れてあげれば、これは非常にこの、私は修正案のほうで行くとすれば、この辺の部分、今読んだ総括のほうに、この辺の部分も、町長側のためにと言ったらおかしいんですが、やはり議会がただただ反対していたんだ、だけではないということの一言、一言を、一文を入れてほしいと。それで、まとめのほうで割愛する部分がもしあるならば、長いということであるならば、これは割愛していただいて、まだまだきょう一日でこれをまとめてしまうわけではございませんから、まだ11日にもありますし、その辺のところでもって、また再度議論していただけたら結構かなと思います。以上です。

委員長 はい、ありがとうございます。

それでは、私は委員長なんですけれども、一委員として発言したいと思えます。ただ、委員長を兼ねてるので、ちょっとテープとめてもらえますか。

(録音中絶)

ということで、副委員長のお話まで伺えましたので、あとはこれから皆さんと議論をして、これをどういうふうにとめるか。一つには、先ほど私が話したように、この原案の総括1案か、または修正案の2案。あとは副委員長がお話のあったようにね、いいところも入れた中で、どちらかを中心に直していく。特にこちらの修正案のほうは言葉が難しすぎるから、これはもうちょっと易しくしていいのかなと。修正案でやる場合ね、その辺を含めた中で、皆さんに御意見をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。どうぞ、お話ししてください。

できれば、4番と6番以外に初めにお願ひしたいと思います。2人の討論会になってしまいますので。

齋藤委員 修正案が、私、いいって言ったんですけど、副委員長の言われるようなその前のというか、もう一つのほうから入れ込んだ形、または今、委員長が言われるような、その言葉の難しさをもう少し和らげる方法というふうなやり方がいいかなと思います。というのは、まずこの報告書が出たときにですね、町民が一番、こんな全部読まないと思うんですよ。一番最後のまとめしか見ないと思う。そのところにある程度集約されていくような、何を言いたかった、やりたかったんだ。そのことが載ってればいいのかと思うので、それが明確にある程度載れるような形で、こちらの修正案で提案していければなというふうに思ってます。以上です。

委員長 はい、ありがとうございます。

寺嶋委員 私は修正案にね、賛成なんです。これをね、簡潔にというか、もう少しね、要約してやっていただきたいと、それだけです。

委員長 今、お二方から意見出た中で、先ほど議長から出た意見が、長過ぎるということですけど、それを議題にしたいと思います。今お話が出たのは、やはり初めの総括の中で、事業の方向性、財源確保、それを組み込んだ中で、修正案を入れ込んだ中でやっていくという方がお2人の意見だと思うんです。長過ぎるということについて、どうでしょうか。

議長 私が長過ぎると言ったのは、あんまり長いとね、読者が見てね、読む気しな

くなっちゃう部分もあると思うんですよ。それともう一つは、総括のほう見ると、まとめるほうもそれぞれね、いい部分があるんですよ。そのいい部分をあわせてね、それで短くする。例えば総括のほうではですね、自治基本条例のことをうたってるんですね。だけど、まとめのほうは、自治基本条例なんか書いてないわけですよ。だから今回の件だって、自治基本条例にのっかってね、町側がやってくれれば、こんな問題起きなかったはずなんですよ。だからそういういい部分を両方からあわせてね、それでもう少しコンパクトにできないかなというふうに思います。

委員長　　という意見が出ました。皆さんどうでしょうか。

古谷委員　　今、議長が言われたようにですね、副委員長も言われてましたけど、両方の折衷案じゃないですけども、うまくまとめた中で、皆さんが読んでもらえるような文字数でですね、ちょっと調整をできればなというふうに思います。

委員長　　今、論点になってるのは、長さということで、私、振ったんですけども、やはり町民の方が読むのは最後だよ、まとめだよということです。だから手抜きはだめだから丁寧に書きなさいよということと、あっさりという、2つの意見だと思うんですけど、まずこれについてお願いしたいと思います。

南雲委員　　議会軽視とか、そういった部分を結構言われてるという、そういうところを抜き出して行って、それでやっぱり議会制民主主義…あ、ごめんなさい。こちらの総括のほうの、ところを抜き出して行って、せいぜいこの、ここにまとまるぐらいにして、最終的にまとめ上げればいいかなというふうに思ってます。

委員長　　はい。今、具体に出たのが、まあこの程度ですかね。A4・1ページぐらいということではいかがかということが1点出ました。

内田委員　　先ほど私もね、この修正案がいいということなんですけど、文章の長さとか、そういうのを鑑みると、こちらのね、ものだと、この間も読んだんですけど、起承転結がちゃんとしてるんですよ。最初の取っかかりから内容。まとめのほうで、1行だけね、議会と町民のよい関係を再構築していきたいというね、これはまあ結論、議会として最終的な。これはもう、もっと丁寧にいろんなね、今までの問題点は書かれてるんですけど、これをもっとまとめて、起承転結でまとめていけば、もうちょっと縮まるのかなということも考えられますかね。

先ほど副委員長と、平野さんも言ったんだけど、議会は最初から全て反対じゃないんだよということを、やっぱりそれを入れていかないと、町民がもう、議会は何でもかんでも町長に反対してるんだよという頭で見てますからね。実際はそうじゃないんだよ。やり方、方法がまずかったんだよということも、町民にわかって、わからせないとかね、いけないと思いますから、その辺を含めてもうちょっとね、内容を精査して、短くまとめるという形でもいいのかなと思いますけど。以上です。

委員長 はい、ありがとうございます。ほかの方どうですか。

大館委員 皆さんいろいろな意見があったわけですが、やっぱり最終的には町民が理解してもらおうということが一番大事なことなので、あと、やっぱり執行者の責任、議会の責任というものも明確にわかるような表現というか。それで今回のESCO事業については、あくまでもルールの外的におかしいよという話が始まりだと思うので、その辺も入ってればね、余りあの、議長の言うように余り長過ぎてというのは、恐らく途中で嫌になっちゃう人もいるんじゃないかなと思うので、非常に難しい問題ですが。先ほどはその修正案でいいでしょうというような言い方をしたんですが、よくもう一回、再度読みかえると、どっちかといったら原案のほうはそういう執行者の責任、議会の責任というのあらわされているのかなって。今、内田議員が言うような、議会は反対、ただ反対してるだけじゃないよというようなことも、このもうしょっぱなからね、町民文化センターの改修は長年の課題であるということも、もう理解してるのがあらわされてるので、まあ極力そういう方向でまとめていただければなというように思います。

委員長 はい、ありがとうございます。そうしますと、ちょっと4番、6番の方、後で意見求めますけれども、今まで出た意見だとおおむねA4・1ページぐらい。それで、修正案と総括の、ある程度あわせたような形で入れたらどうかと。やはり町とすれば事業の方向性と財源の確保、これはもう皆さん認めてられるので、そういう努力は認めると。その中で、やっぱりルール違反がある、手続論が間違ってたという書き方、そのようなことで、修正案に対して原案の総括をある程度かぶせていく。そんな方向でいかがでしょうか。

(「賛成」の声あり)

よろしいですか、はい。では4番と6番に意見いただきます。そういう意見が出てるんですけども、どうでしょうかね。

平野委員 まず総括に関しては、皆さんおっしゃるように1ページぐらいというのが、私も限度かと思います。というのは、5人がまとめたものは長かったですよね。それをみんなに縮めろと言われて、これだけ縮めたという経緯がありますので、やっぱり幾らいいことを書いても、読んでもらえなかったり、途中で論旨が追えなくなってしまうたら元も子もないかなというのがあるので、まあ1ページが限度と。

私はこの総括を書きながら、やっぱり言いたいことをぽこんぽこん、その段落ごとに入れていったつもりだったんですよ。その、最初の段落にはもうその経緯として、長年の課題だよということをまず言わなきゃいけないと思ったし、それから次は、やっぱり皆さんが事業はわかっていると、そういうところは言わなきゃいけないと思ったし、で、自治基本条例というのはやっぱりここでは押さえなきゃなというふうに思ったし、そこからあと、その次のところが実はすごいその、生の声でして、その議会軽視だということはこちらの修正案にも何回も書いてるんですが、議会軽視、議会軽視ばかり叫んでも、結局選挙がない事態で選ばれた私たちにとって、それをあんまり言ってしまうと、議会のプライドだけかって言われちゃいかねないんです。議会軽視が町民軽視に直結するというのは、ちょっとこれは入れたいと思って、そこはちょっと入れました。

そして最後のその下から2つ目のところは、これは時間が本当になかったんだよという、本当に前委員長として、一番苦しい時間だったものですから、そこは入れました。

最後に、町側には反省してほしいけど、こちら側も、町側、町民と議会の関係は、こちら側も努力するんだよということを、やっぱり一つ宣言として入れました。

だから段落ごとにちょっと、入れたいことは入れたつもりなんですよ。だから逆に、どちらをもとにしてもいいんですが、この修正案のところの中で逆に

そういうふうに今みたいに、あ、じゃあここは入れよう、入れようというのは逆に拾ってほしいかなというところです。そうすると、こう、あわせやすいかなと思うんですけど。

委員長 はい、ありがとうございます。6番 井上議員、お願いします。

井上委員 この修正案のほうですね、私がこの文章パソコンでつくったのでね、フォントを大きくしてるんですよ。だから、だからね、例えばこの14ページのあたりでいけばね、これ14ページの途中から出てますけども、大体文字数的には1ページ、これ1ページぐらいでね、同じフォントに直せばそれぐらいになっちゃうのかなというところがありますので、まあページ数についてはですね。

また、総括に対してはですね、大分、これは別に町の行政全般の話ではなく、やはり議会としてその100条委員会を立ち上げたというところで、やはり議会の姿勢をどういうふうにしていくかというところが、私のまとめの中に出したつもりです。ですのでね、あまりその総括のように、町長を擁護してるというところの部分というのは、適当ではないというふうに思いました。まあ議会軽視というのは、やはりその専決処分なり、それを無視した契約なりというところが議会軽視であり、そこをですね、主張しなければいけないので、議会軽視と言ってるのは選挙がないので、じゃあ選挙がなければどんどん専決処分でいいのかというふうな、ここでも先ほどのね、説明としてはとられてしまうというふうに思います。

やはり、執行者側はですね、議案を上程して、それに対する判断をすると、その議決をする。まあ執行者側は町長1人ですけども、議会はそれを、複数の意見をもって議会の結論として出していくというふうな、プロセスを経ない行政運営は適当ではないということが、その議会軽視の採択であり、それを私たちは意識しなければいけないという中でですね、こういう文章にさせていただきました。多少長いとか難しいというのがあればですね、ぜひ皆さんの中で、まあなかなか私のこれ、数日かけてつくったので、自分で直せとか短くしろと言うのはちょっと難しいと思います。別に全然変えても結構ですので、適当に直していただければと思います。以上です。

委員長 はい、ありがとうございます。これから私語は慎んでください。番号を、挙

手していただいて、それで発言してください。よろしく申し上げます。

それでは皆さんにお諮りします。一通りいろんな角度から意見を聞かせていただきました。そのような中で、初めに、一つのこの総括を中心に直していくのか、この修正案を中心に直していくのかといういろんな意見を聞いた中で、やはり部分的に折衷案でもいいのではないかというふうな話が、一つの今の結論かなというふうに感じます。ですから、どちらかを軸に、一部…一部というか片方のを入れて、折衷案的な報告書にすると。そういうふうなことで方向性を決めたいと思うんですけども、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

これについては多数決をとらせていただきます。1点目が、この総括を中心につくっていく、修正をしていく。それともう1点が、こちらの修正案を中心に修正をしていく。この2つの中で方向性を決めさせていただきたいと思えますけれども、このようなことでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

では採決をとらせていただきます。私以外の方は挙手をお願いしたいと思います。(「議長も除く」の声あり)あ、そうですね。議長は除かせていただきます、オブザーバーですから。

では初めの総括、これを中心に文章をつくっていくという方、挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。次に、この修正案、これを軸に総括を、まとめをつくっていくという方の挙手をお願いします。

はい、わかりました。挙手されない方もいたんですけども、とりあえずこれは皆さんの意思決定ということで、みんなで決めたということで、修正案を軸にということで御理解いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、今度は方向性ですね。なるべく5時までには上がりたいと思うので、もうちょっと御協力いただきたいと思います。

まず、修正案で出たボリュームについて、井上委員がこれは実際につくったものなんですけども、文字の大きさを修正すると、1ページと3分の1くらいになります。次に平野委員がつくったものなんですけど、ボリュームは変わら

ないので1ページぐらいでおさまるんじゃないかというお話です。その中で、まず修正案のこれから削るもの、例えばオブザーバーの議長のほうから、中段ですか。「まして町議会の改選直近の議会に上程したことは、議会軽視と言わざるを得ない」とか、いろいろ出たんですけども、何カ所か削らなきゃいけない、これはもう削っていいんじゃないか。あとは最後のほうにもう一枚、3分の1の2枚目ですよね。「以上から、本委員会も9回開催して得られた結論は次の2点である。1、2。」これあたりについてどうなのかという、これについて、とにかくこの修正案の中で、ここは削ったほうがいいよと、その辺について議論をお願いしたいと思います。

平野委員 すいません。これをメインにで全然構わないんですが、何というのかな、内容的に、言葉が本当に難しいから、同じこと言ってるじゃんというのが気がつかないところもあるんですが、内容的にこれ近いこと言ってるよというのがあると思うんです。まずそこを寄せて、さっき言ったように、私はさっきここがポイントだよというのは言ったんですね。逆にこっちの、ここは落とせないよというのをちょっと言っておいてもらって、似てるところはすり寄せてという、だんだんだんだん縮まってくる気がするんですけど、どうなんでしょう。

委員長 今、平野委員から提案がありましたけれども、そのようなことで進めてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

では井上議員にお尋ねします。このまとめの中で、ぜひ自分としてはここを言いたいんだと。提案した者としては、ここはもう外せないという内容についてまずお願いしたいと思います。

あと2点目が、もしできれば、こことここは同じような内容だからうまく合築できるよと。その2点で発言をお願いします。

井上委員 長くなっちゃうかもしれないんですけども、①、②、最後にと、その、以上から得られた結論は次の2点であると。2枚目ですね。

委員長 2枚目ね、はい。

井上委員 以上から、本特別委員会を9回開催して得られた結論は次の2点である。①、②と、あと最後に、今回の特別委員会の調査及び報告により、松田町の適正な、

というところはですね、ちょっと言葉が難しいところは直すとかというのは構わないんですけども、その要旨としてはですね、できれば残していただきたいと。

委員長 まず1点確認させてください。2枚目の3行目ですね。「以上から本特別委員会を9回開催し」から最後まで、これはつくった方としては残してほしいと、これが1点です。

それと、これ以外の関係についてお願いします。

井上委員 それ以外はですね、基本的にはその最初の報告書ですね、最初からの抜粋がほとんどになりますので、それをちょっと言葉を変えて言ったりしたので、不適切であるとか、これはもうちょっと言い方を変えたほうがいいというのは全然構いませんので、それは構いません。

委員長 それでは皆さんにお諮りします。もう一度このペラの原点に戻っていただきたいと思います。ここでいただいた意見では、総括は他の問題点と意見に比べ、指摘の具体化がない。総括として項目ごとに要点を短くまとめ記載する必要がある。そういったことで井上氏のほうは、ある程度そういったことで入れてるということです。4番委員のほうは、そういったのはもうその前に言ってるからいいんだということで、あっさりまとめてると思うんですけど、この辺についていかがいたしましょうか。井上委員のまとめの4行目か、5行目、1点目について云々。それと下のほうの2点目は云々というのは、長くなってる、そういうふうに読めると思うんですけども、こういった表現をもう少しコンパクトにするか。この辺の議論をお願いしたいと思います。短過ぎてポイントがわからないよという意見を尊重すると、少し入れるべきではないかというふうにとれたんですけども、どうしましょうか。

齋藤委員 私、先ほど言ったように、町民が一番見るところがまとめですので、そこに井上さんが書かれた1点目とか2点目、これを今、もう少しちょっと短めな形で表現できるなら、そこを短くすることで、載せるということにしたほうがいいのかなと思います。以上です。

委員長 はい、ありがとうございます。

議長 今ね、さっきいいところは…いいところというか、何をどういうふうにと

めるのかちょっとわからないんですけど、この文言だけはぜひ入れたいというふうなものがあつたらね、やっぱりそれを入れる、残すべきだと思うんですよ。私、総括のほうで、やっぱり一番すばらしい文言だなと、そう思うのは、最後の3行「ここに提起した問題点についてね、町側に猛省を促したい」と。それと「行政と議会の町民のよりよい関係を構築してまいりたい」で締めてますよね。やっぱり締め文言として、これすごくすばらしいなと思うので、私は最後はこの文言を入れてもらいたいなというふうに思いますね。

委員長 はい、ありがとうございます。それは御本人からもね、先ほど発言ありましたね。こことここは入れてほしいって。それとかぶるということで、意見として承ります、はい。

要するに今お話ししてるのは、やはりもうちょっと具体的なポイント、争点になったポイントを、この修正案よりもう少し短くした中で、はっきり記載すべきかなということによろしいかどうかです。

大館委員 私はね、議会の、さっきも言ったんだけど、議会の責任と、執行者の責任が、きちっとたわわていれればいいのかなと思うんだ、最終的に。そののが、余りそのもやもやとした表現じゃなくて、きちっと、議会はこうあるべきだとか、執行者はこうあるべきだというのをね、入れてほしいなと思うんだよ。

委員長 はい、ありがとうございます。それでは、今、出た意見につきましては、ある程度コンパクトにした中で、修正案の表現を変えていくと。具体的な内容については、1点目、2点目をもっと短くして行うというふうな考えだと思います。

あと一番これポイントになるのが、修正案をつくられた井上さんのほうは、2枚目の後ろの3行目です。「以上から、本特別委員会を9回開催し得られた結論」から一番最後まで、これは譲れないと、これは絶対入れたいということが論点として主張されてます。

一方で、平野委員のほうの総括のほうについては、行ごとで見て、事業の方向性、財源確保の努力、これはもう認めるべきだと。でも議会軽視、町民軽視、これあたりはまずいので入れるべきだと。あと最後の結びの部分です。この辺がね、ある程度今度は結びの部分になると変わってくるんだよね。財源確保と

か、そういうのは初めに入れられると思うんですよ。だからそれはいいとして、結論の部分ですよ。これについてどちらを優先していくのか。今、話があった、修正案をベースなんだけれども、一番最後の部分について、2つの意見出てますけれども、井上委員が言われたように、こういうことで強くいくか、またはこれを若干弱めていくのか、もう少しあっさり、総括のほうの平野委員の原稿とするのか、どうしましょうか。

井上委員 残しておいてほしいと言ったので、つけ加えるのは全然やぶさかではないので、②のところですね。②のところは、目的として町民文化センター、これ改修ですよ。改修事業は重要であるがというふうに言ってますので、そこにですね、先ほどの、町民文化センター改修は長年の課題であった、総括の1行目ですよ。「長年の課題であった外壁、音響、照明等のリノベーションは済んだが、電気、空調関係の改修については手つかずであった」という文章をですね、のところをですね、については、議会としては承知しているがというふうに入れていただいても全然構いません。

あとはもう一つ、財源でしたっけね。

委員長 あの、事業の方向性と財源確保。これあたりも入れていいんじゃないかな。これから始まるからね。

井上委員 そうですね。それも②あたりに入れていただいてもね、全然構いません。

委員長 それを入れた中で、御本人とすれば、これを生かしてほしいと。最後のこの部分を、そういうまとめにしてほしいと。

井上委員 まあだから最後の、最後2からが一番言いたいところなんですよ。

委員長 「最後に、今回の特別委員会の調査及び報告により、今後松田町において適正な行政運営及び意思決定機関としての議会が尊重され、さらなる町民の福祉向上を図るため、上記についてなお一層松田町議会は強く意識し、努めていかなければならない。」平野委員、末尾のところを入れたいということですが。

平野委員 末尾はこれはもうこのまま入れたいなって思ってるんです。やっぱり、だから、ええとですね、例えば井上議員の案のほうの、この「上記について」というのを、これはどれ、どれを上記と言いたいんですか。

委員長 はい。ちょっと私語はよしてください。今、井上議員に質問してます。上記

について、なお一層の「上記」は何を言ってるのかと。

井上委員 適正な行政運営及び意思決定機関としての議会が尊重されると。

中野委員 そのことなんだな。

平野委員 それで、そういうふうに解説をされるとわかるんですよ。そういうところが町民にとって、ちょっとわかりにくいのかなと思うので、もう少し何というか、砕けた言い方…砕けたと言ってはいけないんだけど、何だろうな、町民が読むというところを意識して言い直すと、どんな感じなのかなというところなんですよね。例えば、町民の福祉の向上を図るという言葉は、行政用語としていろんなところに出てくるんですが、これ本当に「うーん」という感じでしょ。

井上委員 いや、これはもう、この…。

平野委員 だから用語としてあるから。

委員長 ちょっと待ってください。交通整理をさせていただきます。

井上委員 その説明をさせていただきますけれども、それはですね、ここの議会としての意思決定をすることが、それが町民の福祉向上につながると。まあ、その前にも書いたかな。不利益になるというふうな表現もあったんですけども、それをやらないと不利益になるとか、そういう適正な契約行為をしないと不利益になるというふうな、前に記述があったと思います。それらを含めて、やはり議会はその意思決定をしないと、町民が不利益を講ずるというふうな説明の中で、向上するためには松田町議会としてですね、意識をしなければいけないと。

平野委員 わかります。そういう解説をされると…

委員長 4番、挙手をお願いします。

平野委員 すいません。解説を受けるとわかるし、だからね、何というのかな。①、②からここはすごく大事なところだというのが私もわかります。それを、何というのか、伝える文章に直していただけると、多分これ半分ぐらいになるんじゃないかなって思うんですよ、量的に。

委員長 いいですか。

平野委員 はい。

委員長 今、だんだん折衷案で2人が歩み寄っていただいて、非常に私としてはまとめやすくなったんですけども、平行線で行ったらもう絶対まとまらないので。

今お話のあったように、少し修正させていただくと、総括の提案者とすれば、ある程度納得できるということでもよろしいわけですね。あとは先ほど話のあった事業の方向性とか、文化センターの総括の1行目から2行目の終わり、これあたりを入れた中で、あと最後の結びの部分を変更していただくというふうな提案あったんですけども、井上議員、どうですかね。そういったことで、検討いただけないでしょうか。

平野委員 すいません、もう一回言っていいですか。つまりですね、先ほど齋藤議員がおっしゃったように、ここしか読まない人いるんじゃないかと。というか、多くの人がそうかもしれないと思います。そういう文章を考えたときって、自分も読んで、できれば声に出して読んで、読み終わったときに何が残ったというのを自分で思い返せないと、だめだと思うんですよ。だから皆さん、本当にこれすばらしい文章なので、うん、うん、よかったよって皆さんおっしゃったので、じゃあこれ、じゃあ何残ったと言われたときに、どうですか。だからその、多分残ったところがポイントだと思うんです。そこを落とさないようにして、よじめていけばいいんだと思います。

委員長 よろしいですか。

平野委員 はい。

委員長 という発言ですけど、6番、どうでしょうか。

井上委員 難しいですね。

委員長 よろしいでしょうか。平野委員の最後の結びの3行と、井上議員の最後に云々という4行ですか。言い方は違うけど、大体同じこと言ってるんですね。

平野委員 そう、近いこと言ってるんですよ。そうなんです。

委員長 そう、同じこと言ってるの。女性の書き方と男性の書き方の違いなので、その辺を考慮して何とかもう一度、修正原案を御検討願えないかなと。ベースについては、先ほどこの修正案をベースにするということで、皆さんから要望のありました内容をうまく入れた中で、もう一度出していただくとありがたいかなと思います。

井上委員 今、意見というかね、その総括に対する感想というか意見なんですけども、ここではね、やはり町側との関係を述べてるんですけども、本委員会、特別

委員会の報告書の最後としては、その、町側とどうするのではなく、議会はどうするんだということをですね、まあ町側と、例えば先ほど議会とどうするんだということが、町と、行政と議会がどうするんだということではなく、じゃあ議会議員の意識としてどうするんだということをですね、そこに出したいというふうな私の思いがあるので、まあちょっとその最後の総括の最後には、行政とよりよい関係を再構築をするというのは、やはり両方で歩み寄らなければいけないという意味合いが、含まれてるという私の覚悟があります。そこは、今回は歩み寄るというのは、じゃあどうということなのか。逆に言ってしまうと、その専決処分をしたことに対する、町側の不当性を、そこも歩み寄らなきゃいけないのというふうな、感覚が、感想が出てしまうというところですね。ですから、その部分は私のほうでは、やはり議会議員としての意識だけを、そこに最後に持ってきたと、そういうふうな意味合いです。

委員長 最後の整理させていただきます。結論として、議会の責任と執行者の責任、これをある程度明記して書くべきだ。議会と町は今後どうしていくんだというふうに書くべきだということで、総括の結びの文だということです。一方で、井上議員のほうは、議会としてどうなんだという考えで、町のほうとうまくやるということではない。ちょっと表現悪いんだけど、そういうことじゃなくて、議会として今回の手法はどうだったんだという結論にしようということです。これについてはどちらかに一方に決めたいと思います。意見をお求めします。

平野委員 すいません。

委員長 あ、ちょっと待ってください。

平野委員 あ、違う違う。それ誤解、誤解、すいません。すごく何だろう、私が町長側の人間だから歩み寄ってるというふうに思われてるんだと思うんです。私、この最後の部分はそうじゃなくて、行政と議会と町民のよりよい関係を再構築するというのは、これは歩み寄るという意味では全然ないんですよ。というか、もし歩み寄るというふうに思われているんだしたら、それはそうかもしれない。つまり、我々議会側も、その改選前に、時間がない、時間がないというふうにして、審議を結局しなかったと。だからあのときは、思い返してみると、審議しなかったけど、何人かで集まってる時間が何回かあったんです。もうちょっ

と、もうあと人数あれば開けたじゃないかという、すごく私は委員長として、すごく何かこう、一抹の後悔がずっとあるんですよ。何かそういうところを考えると、逆に、もういいよ、人数足らないからもうやらなくていいよみたいなところは、確かに議会にありました、あの時間。なので、それを歩み寄ると言えばそうかもしれない。それは私も反省してる場所だから。だけど、それはだから、多分井上議員は、そこを具体的に思ってるのかもわからないけど、私はそこは別にここには入れてないつもりなんです。本当にニュートラルに、行政、議会、町民が、もっとコミュニケーションをとってくださいよ、私たちがそういうふうに努力しようよ。今回私も副議長を受けるときの所信表明でも、やっぱりそのコミュニケーションが大事だと。議員間討議も大事だし、町民への報告会とかそういうのがすごく大事だということを、議長とともに確認しているわけです。そこから私たち始まっているので、そういう意味を、とっててもニュートラルに入れたつもり。全然そんな、町長と歩み寄ろうって、そういうふうなことは全然考えてないので、そこは訂正します。訂正しますというか、訂正してください。

委員長 ということだそうです。そういった中で、議会としてどうするかという考えと、議会の責任と執行者の責任、そういう立場の結びとするかどうか。その2つについて方向性を決めたいと思います。

大館委員 議会で特別委員会を組織して、調査をしてきたわけだから、やっぱりメインは議会だと思う。議会はどうなんだというのが、報告書の中には出てこないとおかしくなっちゃう。その中でも、議会としての責任とか、その執行者側等の責任というのを中に入れば、やっぱり議会は議会の主張しなきゃいけないと思うんだよ。そういう話でまとめていただければいいのかなというふうに感じます。

委員長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

中野委員 時間も時間です。るる皆さんから御意見が、もうほとんど出尽くしてるんじゃないかなと思います。それで、私が思うには、これ3点だと思うんです。まず、この100条委員会は何で設置したのか。ね、1点目。どうして設置したのか。それで、設置して、何が問題点があったのか。どういう、プロセスが悪

かったんだよとかね、何が問題点だった、こういうところが悪かったんだと。その中には、だから議会軽視だったんだよとかという結論。それで最後には、じゃあ結果として、今後議会としてはどうするのか、どうしていくのかと。この3つに絞られると思うんですよ。これが3つある。それで、先ほどから言ってるように、平野さんが書かれた総括の、ここだけは入れてほしいよという部分と、井上さんが書かれた最後の、これ①、②も入れるんですね。

委員長 加えるんだよね。

中野委員 加えるんですね。「町民にとって不利益となる可能性」とか。これ、入れるんですね。以上からということ。これを入れて、それで逆に入れるばかりじゃないですね。もっと文章が長過ぎるということの御指摘もあるので、私さっきから、入れることはわかりました。削るところも考えてほしい。相当削らないと、例えばですよ、まとめの1、2、3、4、5行目、まとめの5行目ね、修正案の。1点目については、本会議や特別委員会で、町長の行政運営に対する。この辺のところですね。議会制民主主義の内容とか意味をうたっちゃってるんですよ。こんなのはね、もう削っていいと思うんだよ。長過ぎるというならば。この辺の五、六行は削っていいと思いますし、それで最後の…あ、もっと今度はその下にずっと行って、ちょうど中段の「さらに」というところがありますね。この辺のところも、「さらに町民文化センター改修事業の補正予算について、改選間際に専決処分を行い」とか云々。そこに議会の意思を尊重しない執行者側の議会軽視。議会軽視が2度もここ出てきますから、どちらかを、この辺のところは削っていただいて、これ何にも、削るにも何も関係ない文章ですから。ですから、文章をもっと短くするのであるならば、入れるものは入れる、入れるものは決まりましたよね、先ほど平野さんと井上さんの。それであれば、削る部分のところをお考えいただいて、もう一度、私も考えてまいりますし、まあ井上さん、平野さんも御足労ではございますけども、お考えいただいたらいいのではなかろうかなと思うわけでございます。以上です。

委員長 はい、ありがとうございます。ではいろいろ意見出たんで、私のほうから提案させてもらってよろしいですか。時間のほうもあるので、とりあえず私なりの取りまとめ、考え方を話させていただいて、それでどうするかということ

御提案させていただきます。

これをまた二人の方が書いてもう一回やることは、私自身の体力がはっきり言ってもたないです。ですから私は、今回でよじめたい。そういった前提の中でお諮りします。今、皆さんからの意見で、井上氏がつくられたこの修正案をベースでいいよと。それをベースに、先ほど意見が出た内容を全て入れていただく。副委員長からも出た意見を入れていただく。これについては、今、井上さんのパソコンにあるので、今度はこの文字ピッチを直していただけるとありがたいなど。

この後なんですけど、委員会はこの後、11日が特別委員会、最後9回目で締めたいんです。でも、これでいきなり11日ではまとまらないです。13…12日両方あるので、皆さんに提案したいのは9日、現地視察。これね、そんなに時間かからないと思うんですよ。それが終わったときに、正規の委員会じゃなくて、少し調整させていただいて地ならしをする。その、地ならしできたものを11日に修正案として出すということですね、間に1回入れないとまとまらない。ということで、そのようなことでお諮りしたいんですけれども、いかがでしょうか。（私語あり）井上委員、どうですかね。そういうことで少しまた、井上委員に御足労いただくんですけれども。

井 上 委 員 員 いやもう、委員長にお任せしたいと思ってるんでいいですよ。

委 員 長 無理です。まだ私はほかのこと、やることがいっぱいありますので。私はできません。

平 野 委 員 員 私の送ればいいでしょ。だから私の文を送って。

井 上 委 員 員 じゃあ、最後のその総括のね、3行目とですね、私のその最後にの4行目を、案としてですね、4番委員のほうから私のほうにメールをしていただいていますね、それをもとにやりたいと思います。

あと、副委員長のほうの案の中で削る部分というのは、私の中でも幾つかございませう。ただそれをね、削って、町民が見たときにね、どうなのかというのは、また皆さんに判断をしていただきたいということですが。

委 員 長 では、9日の現地視察が終わった後に、調整会議みたいな形でやりたいと思います。それについては委員会には入れないということで。

井上委員 8日が、8日の日曜日が若干時間がとれそうなので。
委員長 そうです。土・日あるのですね。
井上委員 そこでそれをやって、そこは見え消しの形の中でですね、やりたいと思います。
委員長 よろしいですか。
井上委員 あと事務局のほうからですね、この報告書のフォーマットの最後のページだけでいいですから、メールで送ってください。
委員長 このフォーマットに打ち込んでいくということ。
井上委員 その行数とかポイントによって、それに合わせたものを私のほうから。
議会事務局長 この修正案じゃなくていいですね。
井上委員 じゃなくて、それは私が持ってますから。
議会事務局長 はい、わかりました。
井上委員 そこで、一応削った部分を見え消したものでやってですね、町民から見てその辺がわかりやすいのか、ちょっと削り過ぎなのかという意見でやってあげればね、そういったものだったらできると思いますので。よろしいでしょうか。
平野委員 じゃあ私の案も、そっちへ送ればいいんですね。はい。
委員長 ではお諮りします。9日の月曜日に、第9回委員会としてやるということもありますけれども、これは本当に微調整ですのでね、内々の調整というふうなことでさせていただいて、いいですね。

(「はい」の声あり)

では最後に、時間を押して大変恐縮なんですけれども、一応その資料をもとに、11日の修正案ということでお出ししたいと思います。それと、間違っはいけないので、局長、きょうの修正事項を一個ずつ読み上げてください。じゃあ皆さん報告書の原案チェックをお願いします。

議会事務局長 上から、本文の上から6行目。施設改修。
委員長 改修だよな。
議会事務局長 改修です。1ページはそれだけです。2ページ目はありません。

3ページ目です。下段の3、検査の概要のところ、本文です。本事業は、多額な事業を「に」のダブリをとります。その下2つ目、「議案提案」を「議案

提出」、その下、その選定方法は、プロポーザル方式で、参加1者。

次のページです。いいですか。4ページ③、その他の本文です。一番上、議会への報告、その次がですね、「・」になります。それからその下、「松田町長」を「町長」。

5ページ、6ページ、7、8ページです。8ページはまず、アの一般競争入札で執行すべき事業のクエスチョン、上から2段目の「補修」を「改修」。それからアンサーの頭に、国のESCO事業、ESCO補助事業が、令和2年度で終了してしまう。問題点と意見に入りまして、本文の1行目です。大規模改修。3行目、この改修工事の予算は、その下、多額の事業費であるので、一般会計当初予算。その下です。このような改修工事。その下、2に行きます。質疑応答、クエスチョンの本文の2行目です。優秀提案者、それ以上何者かあった。

9ページへ行きますして、(ウ)のクエスチョンの本文の3行目、プロポーザル方式の事業。それから下に行って、問題点と意見の上から3行目。適正に審査されたかが不明である。

10ページ目です。中段(イ)事業方針の妥当性のアンサー、上から3行目、必要最小限の改修工事。それから問題点と意見、本文の、1億5,000万円余が提案され、そのうち、国庫補助金として、6,562万9,000円を確保したことは理解する。その2つ下の文末です。予算計上された事業費には疑問が残る。

11ページです。中段、問題点と意見の、2段落目の4行目ですか。該当せねばならないにもかかわらず、「10月3日に初議会開催を承知しているにもかかわらず、9月30日に専決処分をした理由」。その下、町長は、その理由、それからその後ろの全議員のかぎ括弧の中、丸を取る。「特に緊急を要する」のかぎ括弧の後ろの丸を取る。それで最下段、「県は」のところで、復命をゴシックにして、復命を冒頭で済ますことができる軽易な事項になります。それからその下の段、一番大切なことは、議会への報告である。で、下の段に、復命を注釈を加えると。

11ページになります。問題点と意見、本文の2行目、工事請負契約の過程と予算計上の金額、設計委託と管理委託。その下の全体的に不明瞭な金額。その

下です。業者提出の金額にとどまっております、の「精査」を取ります。その4つ下です。見積額をベースとしており、その妥当性については、御殿場市の同様の事業。いいですか。

委員長 はい、いいです。

議会事務局長 それで、下の段の問題点と意見の2行目、結果、空欄行のところに、横棒ですか。横棒でいいんですよ。横線を入れると。13ページは、なし。

委員長 13ページの問題点の下の、イのアスベスト。これについては私のほうでつけて、これをね、組み込みます。これは田代がつくれます。

平野委員 その他はこっちで。

議会事務局長 それで上が、その他のやつが、修正案の2を加えて、(ア)の表題は、議会への報告が遅くなった理由のままで、修正案の2のQ、クエスチョンから、問題点と意見までを入れます。修正案の2のほうは、クエスチョンの一番下段ですね。議会への説明がなかったのは、なぜか。それからアンサーの4行目、前提であった。その下、悩んでおり、一番下段が、判断した。問題点と意見の1行目、本特別委員会の調査の過程で、町民文化センターE S C O事業。その下、整備していたところ、町は。そこまでです

委員長 はい、どうもありがとうございました。

南雲委員 何か目次がちょっと若干変わりますよね、最後。

委員長 そうですね。目次はこれで動くと思いますから、これは無視してください。今現在は合ってますが、これは後でまた校正します。そのときにまた南雲さん、よろしくお願いします。私はそこまで目が行かないと思いますので。お願いします。

それでは長い間ありがとうございました。次回、11日の水曜日、町民文化センターE S C O事業調査特別委員会、第9回ということで、1時から開催します。その前に、9日の月曜日、情報交換ということで、現地視察終了後に、ここの大会議室で行います。一応このようなことでやらせていただきます。あと少しですので、御協力お願いしたいと思います。

では閉会とさせていただきます。御苦勞さまでした。 (17時25分)